

令和2年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

令和2年9月11日(金)

午前 9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第47号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第48号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第38号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第39号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第40号 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 6 議案第41号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定について
- 第 7 議案第42号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について
- 第 8 議案第43号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第44号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第45号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第46号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第49号 各小中学校教育用タブレットの取得について
- 第13 議案第50号 各小中学校タブレット保管用電源キャビネットの取得について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番	松川正樹君
2番	上田誠君
3番	中村勘太郎君
4番	金元直栄君
5番	滝波登喜男君
6番	齋藤則男君
7番	江守勲君
8番	伊藤博夫君
9番	長岡千恵子君
10番	川崎直文君
11番	酒井和美君
12番	酒井秀和君
13番	朝井征一郎君
14番	奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	平林竜一君
財政課	長	川上昇司君
総合政策課	長	原武史君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	石田常久君
住民生活課	長	吉川貞夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君
農林課	長	野崎俊也君

商工観光課長	森近秀之君
建設課長	家根孝二君
上下水道課長	朝日清智君
上志比支所長	歸山英孝君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のため出席した事務局職員

議会議務局長	坂下和夫君
書記	坂ノ上恵美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴者を含め、議場に入場する方には手洗いまたは消毒、検温及びマスク着用にご協力いただきますので、よろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第47号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第48号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまで～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第47号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第2、議案第48号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

ただいま一括上程をいただきました議案第47号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算及び議案第48号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第47号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、歳出の主なものを申し上げます。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、4月28日以降に生まれた新生児を対象に、永平寺町新生児特別給付金や松岡東幼児園敷地の地質調査費等を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、この冬にかけてインフルエンザの発症も懸念されるため、感染症の重症化を予防し、医療負担を軽減することを目的に、インフルエンザ予防接種に係る費用を計上しております。

これら歳出の財源となります歳入では、財政調整基金、前年度繰越金により措置をしております。

次に、議案第48号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

9月4日の落雷により松岡地区のマンホールポンプ制御盤の一部が破損したため、修繕を行うための費用を計上しております。

歳入につきましては、諸収入、町有建物火災等共済金を計上しております。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより議案第47号から議案第48号までの2件について、1件ごとに審議します。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行い、採決します。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

議案第47号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、これより第1審議を行います。

理事者から令和2年度9月追加補正予算説明書を頂いております。

あらかじめ、財政課から説明を受けておりますので、令和2年度9月追加補正予算説明書に基づき、課ごとに審議を行います。

それでは、住民生活課関係、3ページ、左の補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） おはようございます。

それでは、住民生活課関係の予算につきまして補足説明をさせていただきます。

予算説明書3ページ、左側をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和2年4月28日以降、令和3年の4月1日までに生まれた新生児を対象に、その子の保護者に特別給付金を給付するための事業を新設するため、予算化をお願いをするものでございます。

給付の内容でございますが、令和2年4月28日以降、令和3年4月1日までに生まれた新生児1人当たり5万円を保護者に給付するものです。

なお、新生児の見込数としては100人を見込んでおります。

給付は申請によるものとし、申請の手續につきましては、さきの特別定額給付金に倣いたいというふうを考えております。ただし、今回はマイナンバーカードでの申請には対応できないということになっております。

給付の対象者でございますが、その新生児の父または母で、新生児に永平寺町の住民基本台帳に登録されていることとさせていただきたいと思っております。

以上、補足説明させていただきます。よろしくお願いをします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 率直に、勝山が10万円なんで10万円にしなかったのがどうということなんかなってというのが一つ、それは特別給付金との関係でも聞きたいと思っております。

ただ、この経過を見てみますと、8月のたしか臨時議会にもコロナ関係の予算が出たと思うんですが、そのときには予定してないということを確認して答弁していたので、それどう変わってきたのかということも説明していただくとありがたいと思っております。

ただ、追加して、これからコロナ対策で臨時交付金も来るのでいろいろ考えていきたいというのは、町長は全協での説明、一覧表を示した。一覧表。臨時交付金の使途。そのときに初めて町長がほかのことも考えることもあるということを確認したように私は記憶してらるんですね。

だから、僕はコロナの問題で言うと、あんまりそういう「考えていません」とか「やりません」とかいう答弁ではなしに、「慎重に考えていく」「検討していく」ということなんかをやっぱりきちっと位置づけて答弁せなあかん面もあるんでないかなということをおは思っています。

それともう一つ、なんで私が10万円にこだわるかということをお一つ言いますと、出産とか子育ての世代というのは、このコロナ禍の中で、特に雇用が不安定な、コロナ禍でなくても雇用が不安定な状況にある妊産婦の状況があると思うんですね。コロナ禍では、特に、いわゆる臨時雇用、非正規雇用の人たちというのはかなり数字に表れていないけれども、雇用止め、雇い止めされているということも聞いています。特にアルバイトなんかは、学生なんか大変な状況になるくらいされているということですから、この世代もそういうことがあり得ると思うんで

すね。つまり、コロナの直撃を受けている世代ですから、それなりに考えてもよかつたのではないかというので、5万円の支給というのは僕はすごい前進やと思いますよ。それは評価しますが、10万円にしなかったのは何でかということも説明していただくとありがたいな。

この世代のことを考えると、本当に大変な世代です。特に新築の家を抱えている人はローンのこともあって、本当に大変な状況になっているというのは、昨日も質問の中でちょっと出ましたが、報道で家賃が払えない、ローンが払えない、それがどこやったかでは、今までの相談の270倍と言ってましたよ。相談が。

その相談を受ける担当者がもう精神的にもたないの、仕事そのものを——相談員でないですよ、仕事そのものをやめざるを得ないという状況に追い込まれるぐらい大変な状況があります。

そういう世代のやっぱり集中して矛盾の表れるところがこの世代なので、そこらはどうお考えになっているのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、私は「考えてません」とは多分答弁して……。

○4番（金元直栄君） これ、町長じゃないよ。

○町長（河合永充君） 僕じゃない。僕は、答弁では「検討の机にのの上に上がってまして、今前向きに検討をしているところです」というふうにお答えさせていただいたような。

実は本当にこれずっと上がってまして、いろいろ調査研究をしている中での提案になります。

そして、もう一つ、その雇用のお話もありました。やはりその雇用している企業をどういうふうにならざるを得ない状況なので、そこを支援していくか。今回は補正予算にも企業の支援とか、こういったものもありますし、もう一つ、国のほうも手厚い支援をしております。結構いろいろな方がそういった支援を受けている状況で、町としましても積極的に国、県、そして町の施策といいますか、そういったのをお知らせしてやっています。

今回、商工観光課の、ちょっとこの補正とはずれますが、補正でも前から言ってますいろんな、実は金融とか商工会の方々と話をして施策を決めていきました。

今回、それ、もう一ついいのが、今回、みんなで話し合いながら町の方針を決めていきましたので、次はその金融とか商工会の皆さんも、金融であればお客さん、商工会であれば会員の皆さん、協会の皆さん、また会員の皆さんに今こうい

うことをやっていますよとか、こういう制度がありますよというのを伝えていただく、本当に接点を多く持っていただくことによっていろんな情報を本当に困っている人に伝えていくことができるなというもう一つの一面もあるなと思っておりますので、引き続きしっかりしていきたいと思えます。

あと、5万円については住民生活課長から話します。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 10万円でないのかというご質問でございますが、確かに特別定額給付金が10万円でしたので、どうしてもそのイメージが強いかと思えますが。

振り返ってみますと、4月に国のほうで定額給付金を出すということ急遽決まりました。国民1人当たり一律にと決まりました。その後、国、県、町でもいろんな手厚い支援というのを創設して出しております。

子育てに関しましては、コロナの前からも既存のサービスというのは展開していますし、給付金等も出ています。そういうことも含めて。また、他の市町の動向も勘案しながら5万円というふうに決めたということございまして、あくまでも特別定額給付金と一緒にするんじゃないと。あこの全体のサービスの中の一つとしてどう捉えるかという観点で設定させてもらったということでご理解をお願いしたいというふうに思えます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もう一つ、これ、今年度で終わるかどうかというのもまだ分かりません。ひょっとしたらコロナが引き続き来年度、再来年度に続く中で、交付金があるかどうか分かりません。しっかりと町としてサポートできる範囲というのも設定をさせていただいて、そういった面もありますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 国の給付金が決まる前に、もう各自治体でも子ども1人当たりということで給付金支給を決めて実施しているという状況もあります。そんなことを考えると、少し差があるのかなというのは感じとしてあります。

もう一つ心配なのは、このコロナ禍の中での出産というのは、乳児を出産した後、普通ですと里へ帰るとか、親に来てもらうとかいうことがあったんですが、それがなかなかできない状況も実際はあるようなんですね。そんなことを考えると、なお負担が大きい。精神的な負担も含めて大きい。そんなことはぜひ考えて

ほしいと思います。

それと、もう一つ言いたいというのは、申請主義、申請だけによるというんですが、ぜひそれは出産した人には温かい手を差し伸べてほしい。保健師なんかも訪問することになるんでしょう、どこかで。そんなこともあるんでね、僕はやっぱり申請だけで対応するというではないようにしてほしいなということだけはちょっとお願いしたいと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 事務的にはやっぱり申請主義を取りたいと思います。

ただ、定額給付金と同様に、あくまでも簡易的なものでやりたいと思っています。

具体的には、4月28日以降生まれた方についてはもう把握してますので、こちらから申請書を送付して返信いただくという形ですね。この議決もらった以降については、出生届を当然、役場まで提出してすから、その際にもう申請の手続もお願いするという形で、申請というと議員さんおっしゃいますように、いろいろな手続が面倒と考えるかもしれませんが、あくまでも簡易的な、そして手厚いというか、申請になるような事務体制だけはしっかり取っていききたいなというふうに考えておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 住民課ですからほぼ全員つかめるというのは分かるんですが、出産については里へ帰ってやっぱり産む人たちもいらっしゃるので、そこらはやっぱりいいことやるなら、1人の漏れもないように、ぜひ考えていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

川崎君。

○10番（川崎直文君） 予算計上で100人の新生児が計上されているわけですが、けれども、今日現在まで、4月28日以降の住民台帳に登録された新生児の数と、それから100人の予算計上した見込みの考え方を確認したいと思います。お願いいたします。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、100人の見込みの根拠ですが、まず昨年度、令和元年度の新生児が102名でございました。4月27日までに生まれた子どもが8名おられます。8名でございます。92になりますが。去年の実績と、そ

の生まれた数を勘案して見込みで100人という形で予算計上させていただいた  
ということでご理解をお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先ほど住民課長答弁されましたが、10万円にしなかった  
理由の中で、新生児に対してほかにもやっているようなお話をしていたと思うん  
ですけれども、ちょっと例を出して説明をしていただきたいなと思います。

それと、これ説明を見ますと、申請が9月23日から、支給が10月25日と  
いう約1か月のタイムラグがあるんですけれども、これ、できるだけ短くするこ  
とはできないのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、議決いただいてから作業に入るということも  
想定して23というふうにしましたが、できるだけ早くできるようにします。

あと、どうしても申請書を送付して返信もらって、それ取りまとめて、口座に  
振り込むという作業になります。特別定額給付金の例を言いますと、やはりどん  
なに短縮してもやっぱり一定期間、審査の期間とか、手続関係が要りますので、  
そういうことも勘案してこう設定しました。

ただ、限りなく今議員さんおっしゃいましたように、振込が早くできるような  
事務手続だけは議決後は取りたいと思いますが、したいと思います。

あと、個々のサービスの例で言いますと、出産した新生児に対しては、出産祝  
金の支給がこれまでもずっとございました。そういうことも含めた形のこの5万  
円という設定という考えでご理解願いたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、福祉保健課関係、3ページ、右の補足説明を  
求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） では、予防接種事業について補足説明を申し上げま  
す。

新型コロナウイルス感染症と類似した疾患の発症を減らすこと、それから重症  
化を予防し、医療負担を軽減することを目的にインフルエンザ予防接種の助成を  
行います。

定期予防接種でありました高齢者、それから任意の子どもインフルエンザ予防接種、これまでも助成をしておりましたが、これに加えて1回当たり1,000円の上乗せをするものです。

それから、大人のインフルエンザ予防接種としましたが、16歳から64歳の方に対しての助成、新しく1回当たり1,000円を設けておるものです。

感染症の重症化予防と医療費負担の軽減を図るということで、設定をしております。

内容としましては、定期予防接種については福井市医師会のほうに委託して実施しております。これに係る手数料と委託料、それぞれ5万9,000円と50万1千8,000円を設けております。接種率は70%を見込んでおります。

それから、負担金補助及び交付金としまして、子どものインフルエンザ予防接種、1歳から小学校6年生までは271万円、中学生に43万円、それぞれ70%の接種率を見込んでおります。

大人のインフルエンザにつきましては、16歳から64歳を対象に300万円、接種率は30%を見込んでおります。

これら合計して1,121万7,000円になります。

ここでお断りを申し上げておきますが、今シーズン、インフルエンザワクチンの増産が行われているということをおっしゃっております。昨シーズンとの比較で12%の増ということとなっております。

ただ、接種に当たりましては、この供給量というのが限りがあります。全国におきましてもこういったインフルエンザの予防接種の助成ということが設けられておりますし、需要の高まりというものもあります。ただ、供給量の限界、それから予防接種法に基づく定期予防接種になっております65歳以上の方につきましては優先接種が設けられていること、それから医療従事者にも優先接種が設けられております。現場で混乱が生じないようにしていくことに留意していく必要があると思っております。

やがてワクチンの出荷時期になりますが、恐らく10月1日から出荷が始まりますが、全ての接種希望者に行き渡るといった量はいきなり出回ることはないと思っております。

昨日、国のほうにおいて一斉接種についての会議が行われたようですが、まだ詳細な情報は入っておりません。ただ、高齢者につきましては10月1日から優先的に接種ができるということ。それ以外の方についても10月1日からできる

ようではありますけれども、なるべくその辺は配慮して高齢者の方に優先的に接種が可能となるような配慮をしていきたいということを思っております。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっとお聞きします。

インフルエンザ、私も高齢者ということで定期的な当然受けてます。

高齢者のところには通知が来ますね。ほかの方々については、まだ一般の方は多分通知は直接個人には行かないというふうに思うんですが、そうすると周知も含めて、やっぱりある程度しないといけないと思う。

当然、今までのとおり、町の広報紙であるとか、いろんなことやるとは思いますが、今ほど課長の説明あったようなことをやはり皆さんに周知をしていただきたいというふうに思います。

これは多分、今までの高齢者の補助対象にプラス上乗せの1,000円という見方でやれば良いと思っているんですが、ぜひそこら辺りの周知のあれをお願いしたいなと思っています。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 高齢者の方については、受診券を送付いたします。

そこに自己負担金1,000円で助成できますよという記載内容になっています。65歳以上の方にはダイレクトメールという形で周知することになります。

当然、広報紙等には今の申し上げた優先順位であるとか、ワクチンには限りある量がありますよと、その辺は留意して接種してくださいという啓発なんかも含めて広報していきたいと思っています。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） コロナ対策関連のまた周知につきましては、広報紙及び今もやっております広報の臨時号、またホームページLINEの公式アカウント、いろんなツールを通じて住民の皆様にも周知していく所存でございます。

○議長（奥野正司君） ほかに質問ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと確認ですけれども、今説明いただきました3ページ、右側の事業内容の中で、要は1,000円を助成するんですよね。違うんけ

ね。よく分からんのですけど、数字が合わんで、対象者と受診率掛けて1, 000円掛けるとこの数字にならないんで、ちょっと教えてください。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 補正予算でございますので、当初予算で設けた差額という形で金額のほうは計上しております。

子ども、それから高齢者につきましては、当初予算で1, 000円分計上しております。

実際、その当初予算で設定していた1, 000円に上乗せして1, 000円お出しするわけなんですけど、その差額、今回の予算計上額はあくまでも差額になりますので、その点だけお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 子どもさんは2回接種します。1回1, 000円のさらなる補助、助成をしますので、子どもさんに限っては2回打たれるということは2, 000円ということになります。また、高齢者の皆さんにつきましては定期接種になります。補助というよりか、同じ金額で接種することができます。ほかの私たちとか子どもたちはお医者さんのまちまちの値段がありますので、そこに補助をするという形になります。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） また、教育民生常任委員会でもお示ししたいと思いますが、高齢者の接種量の算出を申し上げます。

対象者が5, 728人いらっしゃいます。ここに接種率70%を掛けます。接種は1回でオーケーですので、おおむね4, 000人の方が接種するであろうということを見込んでおります。

高齢者のインフルエンザの委託料が4, 176円、これに自己負担の1, 000を引いた3, 176円を4, 000人に掛けたものが1, 270万4, 000円になります。

当初予算で768万6, 000円を見込んでおりますので、この差額、501万8, 000円を計上しているということでございます。

よろしいでしょうか。

○5番（滝波登喜男君） 分かっている人は分かるんですけど、分かってへん人は初めに聞くわな。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

河合町長。

○町長（河合永充君） 金元議員がおっしゃったように、高齢者の皆さんは1,000円の負担で打つことができるようになります。私たち的高齢者じゃない世代は、そのお医者さんによって3,000円の診療所もあれば、4,000円の診療所もあります。3,000円の診療所行けば2,000円で打つことができますし、4,000円の診療所ですと3,000円自己負担がかかるということになりますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

酒井議員。

○11番（酒井和美君） すいません。優先接種の関係者の方の内訳というか、もう少し詳しくお伺いしたいなと思って。医療関係者とおっしゃられたのかな。例えば教育関係者であるとか、行政の職員さんとか、優先的に接種できるような形にされるのかなと思ひまして。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 優先接種につきましては、また国のほうからお示しがあると思いますが、総体的に医療従事者という形でお話しさせていただきました。ただ、恐らく医療の接種の現場におきましては、高齢者をお連れしたご家族の方が私も打ちたいわということもあるかと思ひます。そこの判断は医療機関のほう、接種の現場のほうで判断するというふうな取扱いのようです。ですから、そういうふうにして先に打つことができますよということも言えますし、先に打つことができる機会を奪うものでもないという、非常にグレーな回答というか、お示しが国のほうから議論の中であったようです。

ですから、10月1日からは高齢者が優先的に打てます。医療従事者の方も優先的に恐らくその機関のほうにワクチンが来ると思ひます、その分として。それ以外の方、10月1日というか、10月中に接種するというのも、その機会を奪うものではないですけど、優先接種についても配慮してくださいということでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（奥野正司君） 酒井君。

○11番（酒井和美君） すいません。本当、私が聞く。教育関係の方ですね。学校のお勤めの方とか、努めてインフルエンザとかは打つようしてるとか、そういうお話を聞きますので、公民館にお勤めの方であるとか、ちょっとそういう話聞きます

すので、そういう職種の方がもし打ち漏れてしまったらということもたくさんの方が希望されて、もう間に合わなかったんやわみたいないかなのかなというところが少し心配だったんですが、教育関係者の方、特にいかがなのかなと思わせて。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その基準については、もちろん高齢者とかという制限はありますが、細かな職業については、やっぱり国の基準をやっぱり私たちは見ていかなければ、私たちが決めるということはちょっとできないのかなというふうに思います。いろんな職業もありますので、そこはやっぱり国の基準を見てやっていきたいのと。

もう一つ、私たちの立場では優先順位がもし来ても、国はできると思うんですが、優先順位に入っていないからあなたは駄目ですとかという、何かそういったところまでの権限はない。あくまでも私たちが今できることは、やっぱりそういうかかって重篤化したり、そういった方々を優先にというお願いをしたいなと思って。

また、ちょっと今テレビとかを見ていますと、インフルエンザワクチン、国もなるべく増産の方向でやっていきたいという報道もありますので、今はちょっと上限、去年とかいろいろ増産の分で計算しておりますが、ぱっと入ってきて、また住民のみなさんのニーズがあった場合は補正でまた対応させていただきたいなと思いますので、その点もよろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、子育て支援課関係、4ページの補足説明を求めます。

○子育て支援課長（島田通正君） 幼稚園・幼稚園リフレッシュ事業の498万3,000円につきましては、9月4日に発生した地震により、東幼稚園の遊戯室の天井のボルト締め金具が一部外れましたので、園児の安全を早急に確保するため、ボルト締め金具取替えによる修繕料99万円と松岡東幼稚園のリフレッシュ工事に当たり、擁壁ブロック及び園内の地質の安全性を確保するために、地質等の業務委託料399万3,000円をお願いするものでございます。

地質調査等につきましては、4月に松岡幼稚園の地質調査を行った業者と図面を持参しながら、擁壁を目視にして確認をいたしました。そのときには擁壁には

現状や水漏れなどがなく、問題がないと判断いたしました。

しかし、9月3日に議会のほうから擁壁、石垣の危険性がないか十分に調査し、その結果の提出を求められましたので、今回、改めまして地震のこともありますので、早急に地質調査も含め、擁壁、石積みの安全性をしっかりと調査して、安全を確認したいと思っております。

また、リフレッシュ工事を令和3年の4月から予定しておりますので、逆算しますと、地質調査の業者を9月25日までに決定し、10月いっぱいまでに調査を行い、その結果を踏まえ、11月早々にはリフレッシュ工事の調査設計業務の業者を決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 予算の内容ですけど、我々99万というのは、遊戯室の天井全部をやり直すのかということですね。金額が安いんで、それでできるのかな。現在あるのをまた使うのかなっていうふうなことで、よく内容が分からないのと。

あと、いわゆるボーリング調査ですけれども、ちょっと本当に私はこれ疑問やと思っているのは、河岸段丘の上ですから、建物の支持力を調査するんならボーリングでいいと思うんです。擁壁を調査するのは、僕はボーリングではできんと思うてるんやね。少なくとも目視では石積みの部分なんかは、もう目地がぼろぼろ壊れる状況になっている。ないところもある。さらに、ブロック積み、擁壁というか、コンクリで直接現場打の擁壁なんかはしっかりしてるとは思うんですよ。でも、ブロック積みなんかは何十年かたっていると経年劣化もあるんで、特に裏込めのところがどうなっているかというのは心配でもあるので、それがボーリングで調査できるかどうかというのは非常に分からない。

あと、我々全然聞いてないんですけど、これは課長にはこの間質問しましたけど、いわゆる東幼稚園の河岸段丘上に建てた経過の中で、特に東西に薬師3丁目の裏に流れてくる川、谷川の吐け口があります。この辺をどれくらい盛土してるかっていうのは今まで聞いたことがないですね、以前。そんな状況ももし分かっていたら示していただくとありがたいんじゃないかなって思う。それが予算上の問題。

今度は、これは町長に聞きたいんですけど、予算提出上の問題。

さっき言いましたように、9月3日の特別委員会でこういう調査を言いました。今日は11日ですよ。議会が各常任委員会に課長なんかの提出を求めるときには質問項目を2週間前に提出しないと出席しないということが、これ、今やられているわけですね。

○ ( 君) 2週間前。

○4番(金元直栄君) 2週間前って言われているんですね。これまでもそういうことでいろいろ行政とやり取りありましたが、行政が提出するのは、それは早くてもいいんですか。

だから、そういう意味では行政は自分たちに提出、議案提出ですからね。議会開会前に2週間前なら分かります。

それを議会に対しては説明責任を果たすのに2週間て言ってるのに、自分たち提出するときはそういう意味ではそういうルールなしにいつでもいいということやるのは、それは逆、ちょっとおかしくないですか。

○議長(奥野正司君) 河合町長。

○町長(河合永充君) まず、私の質問に対してなんですが、2週間前というのは、あくまでもそれぐらいいただけると準備ができるというお話をさせていただきました。

ただ、最近ですと、その2週間足りなくても、町としては対応させていただいております。

それともう一つ、特別委員会からこの調査結果を出すのが9月3日に出てまいりました。期限が9月11日です。これも2週間といいますか、8日間ということでもしっかりと対応できることは対応したいということをお話しさせていただいておりますし、この2週間というのもそれぐらいいただけると職員もいろんな仕事もありますし、資料とかの中でも対応をすることが、ちょっと余裕を持ってできるということをお話をさせていただいております。

このお話を議会の改選の前にちょっと意見を聞きたいということをお話をさせていただいた後も、2週間前に議会から出てきたことはあまりなくて、けど町としましてはすぐ対応をさせていただいているというのが現状ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この特別委員会から出てきました資料請求は9月3日に出てきて、締切りが11日でしたので、何らかの回答をするということで一生懸命取り組んできたのがこの結果ですので、よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 東幼稚園の天井につきましては、前回ちょっとお知らせいたしましたけど、今回、吊り金具を全て新しい建築基準法の規格で全てつけ直すという形で、90センチピッチで全て今の基準で取り付けると。枠のほうはそのまま使用するという形で考えております。

地質調査のボーリングの件ですけど、やはり河岸段丘でございますけど、盛土がございますので、その盛土がどういった土質かという形も調べないといけませんので、その点につきましてもちろんと業者と擁壁の安全性も調べる、そして土質調査も調べるという総合的に判断して擁壁が大丈夫かという形で今回調査をさせていただきます。

もう一つ、谷川の土質のことが分かっているかという件なんですけど、正直存じておりませんが、今回、もしこの隣の谷川ですよ、近く。その谷川がもし地質がどうなっているかというのも今回の地質調査である程度分かるんじゃないかと考えております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ちょっと補足させていただきます。総務課の専門の職員さんのお話を聞いたところだと、やはり今の基準はその当時よりも少し厳しくなっていて、壁から15センチのところに金具は絶対つけなければいけないというのが新しい基準になっているようです。今回、それがちょっと昔の基準でしたので、なかったことによって外れて、そしてぱぱぱぱと行ってしまったので、今回は今の基準に合わせてしていく。そして、今の基準でしっかり頑丈なものにした中で設計とか、リフレッシュを議会のほうでお認めをいただけましたら、それを利用して次のリフレッシュに有効に利用していくという、そういうふうなことも今考えての予算となっております。

それと、これも何度もお話ししておりますが、まず、今度地質の件ですが、松岡幼稚園に入っている業者さんにちょっと目視をしていただきました。それはちゃんとあそこの図面も見せての目視の中で、目視の中では問題がない。それは壁のほうから水漏れがないであったり、そういういろいろな専門的な視点で、下は多分水が走る。多分の話なんで、皆さんがもう一度しっかり確認しろというのが今回のご指摘だと思いますが、そういったところでもありますので、あわせて地質調査でより安全なということを確認させていただきたいなというふうに思います。

○4番（金元直栄君） 天井の問題については安全性確保できるようにしてほしいと思う。ただ、吊り天井と言われる問題についてはいろいろあるので、ここらも含めてそうなんですけれども、そこらは、これを一つの教訓にして。地震で二度目ですというのを前から言ってるんですが、吉野の幼稚園でも、これ町長一緒に見たで分かっていると思うんですが、先生方はそれおかしなかなという話でした。それはずっと押して直すというのは分かりましたから、それは町長も早い対応をしていただいたということがありましたけれども、そんなことを考えると全国の事故見ますとトンネルのいわゆる天井の崩落もあれ吊り天井ですね。欠損までまともに調査してなかったということです。これもそういう面がないかということできちっとした点検が一つの教訓になると思います。

それと分からないんですけど、昭和50年前後に建てられたものというのは、いわゆる高度成長期ですから業者によってはひょっとするとコンクリートに骨材混ぜますわね、砂と、砂利とか、それぞれのが海の砂に半年ぐらい水をかけておいてあと利用する。当時、福井はそういう砂がふんだんにあったんですね。福井新港から掘ったやつ、それが使われていると、いわゆる鉄筋の構造の場合はアルカリ骨材反応でいわゆるコンクリがもろくなったりはじけたりするという状況がありますので、そこらをちょっと僕らは分かりませんが、そんなことも含めて建物そのものの何でさびたんかって。普通はさびないですね。だから、そんなことも含めて十分何かやっぱり専門的な見地から調査しておかないと、ここだけの問題かどうか分からないんで、そこは一つの教訓なのかなと思います。

それと、擁壁の問題で言いますと、僕は南北の薬師3丁目から流れてくる川のほうは見てる限りでは盛土をして、その上に建っているのではないかと、躯体が。だから、その盛土の状況が分からないんで、そこらはやっぱりこの際きちっと分かるといいですねという話です。

擁壁について言うと、石垣って玉石を詰めてあるのがいろんな力学上の問題もありますけど、普通に雨降ると裏込めのいろんなものが流れ出すということもあり得るんで、そこはどう調査するかということやっぱりかなり詳しく調べていかないと、整備した後にまた不具合が出てくるというのでは問題があるので、そこは指摘したいと思っております。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今、吊り天井の問題で今議員おっしゃったように、そういう規制とかその基準の前の施設につきましては、今後、点検といいますか、の

をやっていく予定であります。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 調査につきましては、今後、ボーリング調査を踏まえて擁壁の安全性も確保するので、そのときにしっかりと安全かどうかを確認をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどこの前の説明のときにも私見てこうなんでないですかということで発言させてもらいました。

今、金元議員がほとんど同じようなことは発言されたんで、今度は細部をちょっと確認したいと思います。

今の工事の経過ですが、今確認いたしますと外れたところを再度細かくというようなことをおっしゃっていましたが、あとの部分は全部一応ボードは落として点検、落としちゃうということですね。

今、私もちょっとのぞいたところでは、躯体に入ってるアンカーボルトとかがさびているんですね。それで崩落しているわけですよ。そうすると、まずその躯体にアンカーボルトを打つ。そのアンカーボルトの大きさにもよりますけれども、その当時の規格なんか、ボルトの深さと今の今回打つ深さが違うということがあるかもしれませんが、そのさびてるというのは一番私ちょっと懸念しているところなんです。そこら辺りが確実にそこら辺りの今後のさびのことも含めてどうなのかということもぜひ点検いただきたいのと。

それと、これちょっとあれかもしれませんが、最近、吊り天井のときにちょっとクリアランス、要は一番隅のほう、クリアランスしてある程度地震が来たとき動いてもカンカンと鳴って、例えば破れてコンと落ちるとかしないようにってちょっとクリアランス取っているような天井の工法もあるんじゃないかなと思うんで、そこら辺りも含めて確認いただきたいと。

それと、先ほど言ったように、ほかのところ全部外して、そのところに強度を細かく打つんだよというようなこと、それから今さっき町長もおっしゃったが、ぐるりについては規格のところには新たにまた貼るんだろうと思うんですが、ぜひそこら辺りは確認してほしいというのが1点。

今ほど点検していただくよということがあったので、それでいいと思います。

私もあのときもう一回言ったのは、これがあるので、もう吊り天井じゃなくて躯体そのものを化粧して終わらすということではできないのかと。そういうふう

すれば全部落として、躯体を塗装なりきちっとして、そういうものをすればそういうことも可能じゃないかなと思ったんですが、そういうことは考えなかったのかということも、その3点お願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 吊り天井の件に関しましては、今回、新しい新基準でしっかりと対応させていただきます。

それと、吊り天井じゃない何か違った方法かという形で今ご質問あったんですけど、これも総務課の1級建築士の方と相談して、吊り天とない方法はないかという形でちょっと相談もいろいろ現場も見てもらってやりました。やっぱり今吊り天井しか今はないということで、今回は吊り天金具のほうで修繕をさせていただいております。

それと、ほかの園につきましても、来週ですかね、総務課の今の1級建築士さんと10園全て回り、吊り天井のほうを確認をして、再度、吊り天井がいいのか、また違った方法はないかというのを改めて検討をさせていただきます。

○番（ 君） 金具は全部替えるんやろう。

○子育て支援課長（島田通正君） 金具のほうは全て取替えて新しい新基準のものに取り替えます。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） 全て取り替えるということはアンカーボルトも全て打ち替えるということですね。要は、補強のために追加して打つというんじゃなくて、全てアンカーボルトを全部落として、そしてそれについてやるという発想で。

○子育て支援課長（島田通正君） ボルト全て新しい新基準の建築基準法にのった形で修繕をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

川崎君。

○10番（川崎直文君） 吊り天井の改修ということで、解体として内装工事ですけれども、これ、実質、どれくらいの工期がかかるのかということと、その間、そのエリアはどう対応するのかと。幼稚園の安全という確保、これ、工事中大事なことなんで、そこら辺のことも確認したいと思います。

それから、地質調査はボーリングで行いますよと。擁壁ブロックはボーリング調査ではないと思うんですけれども、どういった検査を行うのか、その破壊検査なのか、非破壊検査なのか、そののところがはっきりとしていただきたいと思い

ます。

これも調査内容によっては期間が結構かかるものと短期間で終わるものがあると思うんですけれども、いずれにしても早急に調査結果を出さなきゃいけないから、一体、調査期間は今の設定でどれぐらい見ているのか、そして調査にかかる時期はいつなのか、調査結果はいつ頃出てくるのか、そこら辺のスケジュールですね。今想定しているものをちょっと教えていただきたいと思います。

いずれにしても、安全・安心確保のために早急に着工していただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 吊り天井の件ですけど、遊戯室は今使用中という形に取らせていただいております。

吊り天井のほうも早急に直すような形で段取りをしておりますして、議会で承認もしいただければ、早急にでも直せるような段取りで今詰めております。

地質調査につきましては、擁壁の件ですけど、取りあえずいろんな形があると思うんですけど、最善な形で擁壁の調査ができるような形で今業者と話をしております。

○10番（川崎直文君） スケジュールは。

○子育て支援課長（島田通正君） スケジュールにつきましては、調査を先ほど言いましたけど、10月いっぱいまでに行いまして、11月上旬には議会のほうに報告する予定でございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これは調査、ちょっと急いでいますのは、今回、補正でも設計の予算を出させていただいております。町としましては、しっかりとこの調査結果の安全の確認ができてから執行させていただきたいと思いますので、一日も早い調査をさせていただきたいなと思って。

先ほどちょっと子育て支援課長申し上げましたが、スケジュール的に10月いっぱい、そして11月に問題がなければ、また修繕ができるということもひょっとしたらありますので、そういったのは対処しますが、今のままでいきますと、もし安全性が確保されて、またこういうふうにしたらいいいというのが出てきた時点で、今の設計の予算を執行させていただきたいな。もちろん、この議会のほうにしっかりと説明をさせていただいてからさせていただく。

この設計にやはり3か月ほどかかりますので、年度内には設計を上げて、3月

の補正、当初ではなしに補正のほうで次のその設計に基づいた改築の予算を計上させていただいて、これも当初と補正その2週間でやはりちょっとその差でもタイトになってくるということで、ちょっと早め早めの対応をさせていただきたいなと思います。

これ、東幼稚園の子どもたちに負担をかけないようにやっていくことを考えておりますので、ぜひご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと吊り天井のことで、上田さんも言われたとおり、非常に我々も地震の当初、幼稚園、現場見に行きました。やはり園長先生初め、非常に恐怖だったんだろうと、そんな声も聞かれました。要望としましては、吊り天井って非常に外見は同じような状況で工事、見た目はね。見た目は同じような、今の天井を使って金具を替えるということだろうと思うんですが、保育士さんの心情から言うと、多分それじゃなくて、いわゆる吊り天井じゃない方法だと推察されるんですよ。できましたら吊り天井じゃない方法も一度探っていただきたいなともう一度お願ひをしたいなと思っております。

それと、厳密に課長答弁されてなかったんですけど、吊り天井の工事期間というのはどの辺に見込まれているのかということが早急に取りかかるという答弁やったんですけども、おおよそどれぐらいの見込みをされているのか、現時点で。

それと、擁壁のブロックの調査方法についても、例を出して川崎議員も質問されていたんですけど、その具体的な方法について、特に述べられてなかったんで、それも教えてください。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 吊り天井の件でございますけど、先ほど申したとおり、町の1級建築士と現場も見て相談して、この場合は吊り金具の天井が妥当だという形で今回は修繕をさせていただいております。させていただくような形を取っております。

工期でございますけど、1週間程度でできるという形で今考えております。

擁壁につきましては、先ほど川崎議員さんのことでお答えしましたが、業者と詳しい打合せはこれからしますので、調査方法につきましては今回答はできません。安全を確実に確保する方法で調査をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） 滝波議員。

○5番（滝波登喜男君） 擁壁の調査方法を今から相談するというのですが、ちょっと予算が出てるんで、ある程度話しされているんじゃないかなと思うので、ある程度のことをお話できるのであれば教えていただきたいな。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 調査方法ですけど、擁壁につきましては国交省の擁壁の耐震マニュアルに沿って基本やっておきますので、それを踏まえて調査をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 最新の調査方法で、今回は擁壁の安全性を確実に確保したいと思っています。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議会からご指摘をいただいておりますので、この調査結果で疑いを持たれるようとか、そういったことがないように、しっかりとこうこうこうで、こういうふうな数値で問題ありません。また、ここが弱いですとか、そういったのはしっかりとお示しして、弱い場合は補強とか、そういったことになるとは思いますが、そういったことはしっかりとやっていきますのでご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 今の擁壁の件なんですけど、多分、かなり調査するのは難しいんじゃないかなっていうふうに思っています。いろんなところで松岡町の擁壁積まれているところがありますけれども、本当に危険だということもありますし、ここは大丈夫だということもあります。それもその結果によってはこういう擁壁を強化するだけでなく、擁壁そのものの積み直しということも考えられるのではないかとこのように思っていますので、そこら辺も踏まえて、きちっとした調査をお願いしたいと思います。最悪のことがあるということも頭の隅っこに置いていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、町としましては目視では問題がない。設計でもその図面を通していろいろな図面で見てもまず問題はないということを伺っておりま

すが、ひょっとしたら一番やっぱり傷んでいるのは、下に、先ほど金元議員言われました水が走っていたり、そういったことも今のところ、目視では走っていないだろうということが確認はされておりますが、もう一度改めてそこでボーリングでやっていきたいと思います。

そして、図面の中ではより、物すごく固いところの上に塀をしてあるというので、ここまでの下のほうが玉砂利になっているんだらうというのがありますが、さらにそれより下、より固いところをさらにボーリングをしまして、本当にその固いと思われているところが本来の支持層を持っているか、そういったこともしっかり併せてやりたいと思います。

それと、皆さんやっぱり心配されますのは、この見た目でちょっと老朽化が進んでいるんじゃないかとか、そういったのもあると思います。それはしっかりとコア抜きであったり、そういったことで問題ないか。風化が進んでないか、そういったのをやって、もし風化が進んでいるのであれば、もちろん中が安全の確保が大前提になりますが、それはまた養生をしたり、きれいな形に整えとか、そういったこともしたいと思いますし、万が一、下の支持層が、これちょっと不安ですよといった場合は積み替えということもしっかり考えていかなければいけないなと思っています。

いずれにしても、しっかりと安全が確保ができるかというのを改めての議会からの要望の調査ですので、これは本当にありがたいご指摘をいただいたなと思っております。

町としましても、今回、400万という近くて大きな予算を使わせていただきますので、しっかりと調査をして頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから質疑を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これで第1審議を終わります。

これより議案第47号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第47号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第48号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行い、採決します。

これより第1審議を行います。

理事者から令和2年度9月追加補正予算説明書をいただいております。

あらかじめ、財政課から説明を受けておりますので、令和2年度9月追加補正予算説明書に基づき審議を行います。

それでは、上下水道課関係、5ページから6ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上程いただきました議案第48号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

予算説明書6ページをお願いいたします。

9月4日に松岡吉野地区付近で発生しました雷雨により、松岡吉野地係の汚水中継マンホールポンプ制御盤の一部が故障したため、早急に修繕する必要がありますので、修繕料150万7,000円を計上するものでございます。

この汚水中継マンホールポンプは、小畑地区及び西野中地区の約80戸の下水を県道の本管まで2基のポンプにより圧送するための設備でございます。

今回、そのうち1基を制御する基板と異常通報装置一式が被災し、現在は1基のみで運転をしており、ポンプが過負荷になって停止した場合、大変支障を来すため、早急に修繕をお願いするものでございます。

なお、保険の対象となりますので、財源としまして5ページのとおり、歳入は町有建物火災等共済金150万7,000円を諸収入として計上しております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） このポンプですけど、荒川を越して県道まで圧送するというポンプだと思うんですが、2基あるうち1基がというんですが、いわゆる電気系統だけでポンプそのものは何ともなかったのかということと、この間、いわゆる梅雨の末期とか、秋雨前線が来るころというのは落雷多いんですね。冬は特別ですけど、それは別にして。こういう時期に、いわゆる、これ、地震のあった日の午後の話ですから、地震で私ら乾燥機動かしてますんで、火を見に帰りました。そのときは何ともなかったんですが、議会終わって帰ってみると、乾燥機がやっぱり止まっているんですね。火が入っているものですから、それを制御できなくなると非常に怖いということでよく見るんですけど、それ見ると、それ以後、うちの冷蔵庫なんかもおかしくなっているというのがあったので、本当に現実的には直接ここに落ちたのかどうかというのはよう分からんですけども、かなり大きい落雷ではなかったのかと。

ただ、4日ですよ、たしか地震のあった日はね。だから、4日からこれまでこうやって1基だけの運転でいいのか。僕は議会が開会されてしまうと、それは専決で払うのは難しいというのがあるんです。それでも緊急のものについては何か要綱をつくって、きちっと要綱を準備して、早く取りかかることをしておかないと、もしその間にもう1基もいかれた場合、僕は大変やと思って。

そのことは実際どうなんでしょう。僕はこの1週間ぐらい空いてる問題はちょ

っと不安やなと率直に思うんで、その辺いかがですかね。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の幼稚園の天井につきましても、これにつきましてもやっぱり開会がされているということで、専決ができないということで、今回のこの追加予算という形を取らせていただきました。

今、金元議員おっしゃるとおり、いつも私たちもすぐ対応したいという気持ちはあります。ぜひ、これ、議会のほうで、私たちも一緒に入らせていただきますが、こういったときの対応について、法的にできるのかどうかというところからちょっと検証しなければいけないところがありますが、やはり住民のためとか、こういったときのためには何か対応できることがいいなと私も思っておりますので、ぜひ相談をさせていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 少なくとも一般質問の冒頭もあつたはずです。本会議開催されるわけですから、過去にそういうことをやったことがあるんですね、急いでということで。だから、それは十分、議会開会中ですから、もし専決が難しいということになれば、どういう方法があるんかということも含めて、やっぱり十分探っていないと、緊急の場合には、僕は本当にこれ大変な状況になると。そこにポンプの圧送車を借りてきて据え付けておかないけん状況も生まれてくる可能性がある。本当に下水道のエスケープルートもないわけですから、その辺をどうするのかというのをやっぱり、これは行政も含めて十分考えていかなあかん。

僕は、こういうようなのはもう、そういうことで被雷してもう止まったと。駄目や、交換ということになったら、それはもうすぐに対応すべきやと僕は思うんですがね。その辺いかがですか。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 先ほどのご質問の2台ポンプの稼働の件ですけれども、早急にポンプのほう確認いたしました。2台あるうち、2台ともポンプ自体は動作するというような確認は取れております。

今回、落雷によりまして、通常ですと過電流の場合、ヒューズ等で制御盤のほうを守るわけですが、今回の落雷、通常の想定されたところから入っていないということで、今回、制御盤のほうに傷んだというような状況でございます。

議員仰せのとおり、小畑地区、西野中地区のルートはあのルートしかございませんので、万が一の場合は通行止めにして発電機を持って行って、ポンプのほう

は正常に動きますので、そういった対応を考えておりましたが、今回、できるだけ早く修繕したいというようなことで上程させていただきました。

今回、早急に発注しまして、一日でも早く修繕できるように。

ある程度維持補修業務は委託しておりますので、その業者に緊急的な修繕ということをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） これ、行政も含めてですけど、インフラのそういう問題については、予算をつけなければ対応できないということもあるんかもしらんですけれども、そこはきちっと行政からの相談も含めて考えていかないと、僕はちょっと大変なこともあり得るんでないか。

吉野の事やで言うわけでないですけど、多分、鳴鹿なんかでも圧送ポンプが以前、2つあるうちの1つが壊れているのが後から分かったということや、東幼稚園の天井ともまた意味が違います。

（「 」と呼ぶ者あり）

そういう程度の議員もいますけれども、私は、本当にこのことは議会と行政とできちっと合意点を作っておかないと、こんなもん、例えばこれがもし何か災害で議会が開かれないような状況があったりするとどうするんかて。それは専決ということも出てくるんでしょうけど、議会開会中やったら一生できないということになれば、それは問題です。

そのことを含めて、何かいい方法をやっぱり探ったほうがいいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もちろん、法的な中でどうやって動けるかというのをやっぱりしっかり検証していかなければいけないけど、今回につきましては、議長のほうに、予算が決まり次第行きますから、それ以前の準備には入らせていただきますという議長にお話はさせていただいておりますので、そういった点でこれからもしっかりと急ぐ場合、議長、また議会の皆さんにしっかりお話をしながら対応させていただく。

ただ、議決というのが大前提にありますので、そこはやっぱり議会を尊重するという意味で大事にしていかなければいけませんので、そういったのも併せてこれからいろいろ、住民のためという中ではどういうふうな対応ができるかというのはちょっと研究をしていきたいと思っておりますし、また議会事務局のほう等にもいろいろ情報を教えてもらおうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

川崎議員。

○10番（川崎直文君） 今回、制御盤の修繕ということですが、これ、先ほど過電流であればブレーカーでチェックできたんですけれども、それ以外の系統から何かサージが入ったということですから、落雷対策いうのをしっかりと取っていただきたいなと思います。

今の技術でできると思いますので、今回の修繕の中に入ってるか入ってないかわかりませんが、検討してもらったらいんじゃないかなと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これが何年かに一度、幼稚園とかいろいろなところに落雷で結構な被害を受けますが、対策をいろいろ考えることが、今の雷、結構大きい雷ですと、どこに落ちるか分からないというのもありまして、対策が難しいなと思って。

私ごとになりますが、私のうち、そばに実は変電所があって、雷落ちないだろうって言われてましたが、実は私のうちもちょっとパソコンに入りまして、そうやってちょっと立ち話でそういう話をしたときにも、北陸電力さんの変電所の避雷針でも今のこのいろいろな雷というのどこに落ちるか分からない。もちろん、変電所に落ちないようにはなっていますが、逆に落としているんですが、そういったことでなかなか対策は難しいというのが現状です。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから質疑を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで第1審議を終わります。

これより議案第48号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正算

について第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第48号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

35分に再開したいと思います。

(午前10時22分 休憩)

---

(午前10時35分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど可決されました議案第47号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他の整理は、会議規則第45条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理は議長に委任いただくことに決定しました。

～日程第3 議案第38号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第3、議案第38号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議題の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回まで、3回を超えることはできないという規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和2年度9月補正予算説明書を頂いております。

これらに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

令和2年度9月補正予算説明書に基づき、課ごとに審議を行います。

それでは最初に、財政課より補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 議案第38号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

令和2年度9月補正予算説明書1ページをお願いいたします。

上段のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,570万6,000円とお願いするものでございます。

予算説明書の3ページをご覧ください。

9月補正の財源としましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金752万2,000円など、国庫補助金を943万5,000円、中段の幼児教育保育の無償化に伴う事務費等県費補助金232万1,000円、県単土地改良事業補助金250万円など、県補助金を1,278万4,000円、上段の新型コロナウイルス感染症に充当します財政調整基金繰入金を2億6,011万5,000円、その他の財源といたしまして、前年度繰越金5,370万3,000円などを計上しております。

以上、議案第38号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、予算説明書の掲載順により、各課より順次ご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 議会事務局関係、4ページを行います。補足説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） それでは、議会事務局関係についてご説明申し上げます。

令和2年度9月補正予算説明書の4ページをお願いいたします。

事業6、議会運営事務諸経費、補正額115万5,000円の減額をお願いするものでございます。

補正理由は、新型コロナウイルス感染症対策により、東京で予定されておりました議長、副議長大会が中止になったこと、また町内に新型コロナウイルスを持ち込むおそれのある県境をまたぐ移動となる視察研修等を取りやめることにお決めいただいたことに伴い、研修などの費用を減額するものでございます。

事業内容につきましては、先進地などを視察研修する議員行政調査研修旅費、常任委員会調査研修旅費などの特別旅費75万5,000円の減額、常任委員会活動バス借上料として使用料及び賃借料40万円の減額をお願いするものです。

以上、議会事務局関係の補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、総務課関係、5ページから7ページを行います。補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課関係についてご説明いたします。

予算説明書の5ページをお願いいたします。

左側の地域コミュニティバス運行事業、補正額99万円につきましては、近助タクシー等の複合運行に伴う永平寺上志比地区の運行ルートの変更とダイヤ改正及び松岡地区の御陵コースのダイヤ改正に伴い、修正が必要となる時刻表、路線図のパンフレットの印刷製本費とコミュニティバス運営委託料でございます。

運営委託料につきましては、永平寺、上志比地区の改正、松岡地区の御陵コースの一部改正によるそれぞれ増減を相殺した後の金額となっております。

5ページ右側のえちぜん鉄道利用促進事業、補正額49万5,000円につきましては、観音町駅的环境整備による快適性の向上を図り、利用促進につなげることを目的に既存トイレの洋式化に向けた実施設計業務委託料でございます。

改修工事につきましては、来年度を予定しております。

6ページをお願いいたします。

左側の公共交通対策事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額3,155万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用者の大幅な減少に伴い、経営に深刻な影響を受けている公共交通事業に対する緊急支援で、えちぜん鉄道分につきましては2,339万円。これにつきましては、沿線の市町の負担に係る永平寺町分となります。

京福バス680万3,000円は、生活交通路線2路線と広域生活路線5路線、その他1路線に係る永平寺町負担分でございます。

その他、町有バスの車内抗菌処理委託料とコミュニティバス車内抗菌処理補助金でございます。

6ページ右側の新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額167万2,000円につきましては、役場庁舎のほか、会議や講座等で特に夜間に使用する頻度の高い施設、8施設の3密防止対策を目的に、室内の換気を促進するための環境整備としまして、網戸整備に係る工事費でございます。

7ページをお願いいたします。

左側の防犯対策事業費、補正額15万円につきましては、地元自治会が設置管理する防犯カメラにつきまして、6地区から申出があり、当初予算の5地区を上回る事となったため、1地区分を増額させていただいたものでございます。

なお、特定財源としまして3分の1の県補助金5万円を計上しております。

右側の新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額1,715万6,000円につきましては、11月から来年3月までの衛生用品等の購入費及び業務分散に係る経費と災害用トイレ、災害時用小型発電機等備品購入費でございます。

以上、総務課関係の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

酒井議員。

○11番（酒井和美君） すいません。公共交通対策事業、地域コミュニティバス運行事業なんですけれども、おおい、一般質問で松川議員が指摘されたとおり、永平寺町も全国的に見ても移住に大変適したところであると。もし、この志比北地区などにも移住者の方が増えるような見込みであるとか、そういうふうな状況になったときであるとか、志比北地区のほうに仕事できる場所が増えていって、人の移動が変わっていくというような場合には、また今回、運行ダイヤなんか

変更ありますけれども、そのときにはまた変更していただけるものと考えてよろしいのでしょうかというところと、ちょっとこれ、総合政策課のほうになるのかもしれないんですけども、地域交通という広く考えたところで、7月20日の全協資料の中で、この近助タクシーの利用料金が1乗車300円であるということなんですけれども、これ、コミュニティバスを利用されている方の金額からするとかなりお安い金額になるなと思うんです。

例えば吉峰地区から大学病院へ行くとなると、コミュニティバスに乗って100円、えち鉄に乗って460円、そこからまたコミュニティバスとかに乗ると100円かかると。そういった金額、660円ですか、片道かかってくるんですね。これが志比北地区から大学病院へ行くとなると、えち鉄料金280円なので、これに200円プラスとして480円になるんですけども、この辺りの整合性といえますか、ほかの地域の住民の方とのつり合いがちょっと取れないなという印象を受けるんですけど、その辺りもう少し合わせた金額設定というのが必要になるのではないかなと思うんですね。

この規則を拝見していても、このデマンドタクシーというのは特定の地域の方が利用するものであるとはっきりと規定されているわけなんですけれども、そのほかの地域の住民の方からするとどうしてこの地区の方たちだけがうちの近くにタクシーが来てって、そういう利便性が向上して、金額も安いとか、そういうふうになってまいりますと公平性というのが保たれないのではないかなと思うんですが、この辺り、少し改定の余地あるところではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 先ほどの移住者の移動手段ということに関してでございますけれども、今後、そういった形で志比北地区を含めて、いろんなところでそういった需要が発生するというようなことが起きた場合には、またその地域公共交通会議等を含めましてコミュニティバスだけでそれをカバーできるかどうかという問題も含めまして、いろんな移動手段があると思いますので、需要が増えてくればいろんなそういう新しい移動手段等も増えてくる可能性もありますので、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

近助タクシーのことにつきましては、また総合政策課のほうからご答弁させていただきますが、一点、その吉峰地区から大学病院に行く場合に、吉峰地区の方は上志比コースのコミュニティバスを利用しまして、今度は山王駅から大学病院

へ行く直通のバスもございますので、乗継ぎはしていただかないといけません、100円、100円で行けますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 近助タクシーの料金に関する質問がございましたので、回答させていただきます。

近助タクシーの料金につきましては、当然、歳出を賄うということで設定すればかなり高額なところになってしまうということにはなりますが、実際は最低でもタクシー関係の料金の2分の1は取ってくださいというふうにちょっと規定で言われているところでございます。

今回、町としましては、その最低ラインといいますか、その300円ということとさせていただきます。これにつきましても、当然、今回、志比北地区において行う近所タクシーというのは、やはり地域のボランティア精神といいますか、ドライバーの皆様が地域をよくしたいということで、その地域の方の移動をお助けしたいということで、どちらかというところそういう熱い思いがある地域限定の取組ということでスタートさせていただくというものでございます。

広域的な広がりにつきましては、また今後、M a a Sの中でも話をしていくことにはなると思いますが、そういった地域の方の思いもありますし、当然、利用者の方の負担にならないようにということで料金を設定をさせていただきましたし、重ねての話になりますが、そういう地域のボランティア精神といいますか、そういったことを考慮して、今回、この地域については300円ということで設定させていただいたものでございます。

○議長（奥野正司君） 酒井議員。

○11番（酒井和美君） すいません。通常のタクシー料金という考え方からいくと、志比北地区から大学病院まで行くとかなりかかってくるんですが、その半額ぐらいというのが基準であるという考え方ですね。なので、本来はもっと高くいいという考え方です。

げんき君でも400円という金額もありますし、そこぐらいまでに合わせないといけないのではないかなと私などは思うんですけども。

それと、特定の地域のボランティアとか、その地域の方たちのためのということであれば、その地域のほうからの支出もあるというふうに考えてよろしいんでしょうか。その地区から徴収されている特別なお金が入っているとか、そういうわけではないでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 地域のほうからお金を何かしら負担していただいているというものではございませんが、このドライバーの方なんです、本来、例えばタクシー業界であったり、バス業界であったり、ドライバーの確保となりますと当然それなりの確保するのに人件費が必要になってきますが、今回はあくまでも有償ボランティアということで、1時間860円というかなり低価な金額でお願いするということもありますので、そういったことで私は地域の協力をいただいているというふうに理解しているところです。

○議長（奥野正司君） ほか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

1時間860円、周り聞く方によってはボランティアという印象を持たないかなとも思うんですけども、私ちょっと、できれば永平寺町全体の公平性という視点からも対処していただける機会あるとうれしいなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 今、また町においても、M a a S 関連の協議も行っているところでございますし、やはり今後、公共交通体系、どのようにしていくのかということも、当然、協議の中には入ってくることとなりますので、そういった中でまたしっかりいろんなところのお声を聞きながら議論していきたいというふうには考えております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） お願いします。

7ページのところです。

防犯対策のところで、カメラですね、防犯カメラ。6地区というので、もしもあれが差し支えなければ6地区お知らせいただきたいと思います。

それと、隣の右側ですが、これはコロナ対策で避難所のところでサーモグラフィーとか、いろんな形でなっていると思います。発電機であるとかいろんなの出てるわけですが、これで今まで既存の町が持っている設備と併せて、ある程度の大きいところはこういうものの設備、小さいところはサーモグラフィーでなくて

も、例えばこういう隔離型の温度計とか、そんなんでも対応するだろうと思うんですが、一応これで全避難地区のコロナ対策用の対応はできるというふうに判断すればよろしいわけでしょうか。

その2点お願いします。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 防犯カメラの申入れの設置地区ですけれども、上合月地区、平成地区、松ヶ丘地区、兼定島地区、東古市地区、谷口地区の6か所でございます。

コロナウイルス関係の備品関係でございますけれども、まず、サーモグラフィーにつきましては、本町図書館、禅の里、道の駅えい坊館といった、いわゆる集客施設等に設置する予定をしております。それはやはり今後、ウイズコロナではないですけれども、コロナ対策と経済活動を両立していくという中でできるだけそういった早めに対応していきたいと。

ただ、サーモグラフィーは持ち運び式ですので、いざというときにはそういう避難所にも持ち運びはできるということと、あと非接触型のこのガン式のやつも今準備しておりますので、そういったものは当然、避難所の受付ですとか、それもいろんな公共施設に配備しますが、当然、持ち運びもできますので、いろんなものは持ち運びできるような形で考えておりますので、平常時と有事のときといろいろ使い分けできるというふうに考えているところでございます。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） ありがとうございます。

防犯カメラ、当然、うちのところでもちょっと話が出たんですが、いろんなプライバシーのこともあって、なかなか難しい面もあると思います。ある面では、そこら辺りの、私もこれ、いい悪いはあると思うんですが、もしもそういうノウハウ的なものがあれば、問い合わせれば教えていただいてもいいんじゃないかと思っています。

それから、ここのところに隣の防犯のところですが、今、当然、うちの集落も集落センターにガン式の設置しています。当然、各集落センターには全部配置できているのかどうか。要は、90集落ありまして、それぞれの集落センターの第一次避難所も含めてありますが、いろんな集会等もやるためにそれぞれのやっています。それは当然、うちのところは設置したわけですが、その補助対象とか、そんなことも考えて、今後、コロナ対応のそういう補助規定、例えば今言う

防災のところについては、こういうものについては何%の補助とかと言ってますね。同じように、コロナ対策である面ではそこら辺りの補助対象のことをやってもいいのか、またここまでは町が全部配備しますよ、これ以降については、当然、その地元の負担もあるかもしれませんが、補助対象をやっていきますよと、そういういろんな、ある面ではウイズコロナ、アフターコロナになってくるとそれが関係してくると思いますので、ぜひそこら辺りのちょっと線引きじゃないですけども、まとめをして住民の方にお知らせしてもいいんじゃないかと思いますが、そういうことを思っているんですけど、そういう意味で質問させていただきました。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 体温計とか、そういう備品につきましては、予算に上げているのはあくまでも公共施設を中心に上げさせていただいております。ただ、今、議員おっしゃったように、ガン式の非接触式の体温計なんかにつきましては、京善地区も含めて、ほかの地区も今の自主防災会の組織の活動費や資機材の補助金を使って購入していただいている地区もございますので、そういった形で、今後、資機材の補助金を使って整備していただくということもまた再度PRというか、お知らせしていきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

川崎君。

○10番（川崎直文君） 7ページの右側ですけれども、感染症対策事業費の中に業務分散に要するコピー機のリース料金ということで、5か月分が計上されております。業務分散、今後の計画、いつ頃までやられるのかといったところをちょっと確認させてください。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 業務分散につきましては、今、四季の森のほうで業務分散を行っているということで、これにつきましてはコロナの状況を見ながら、再度また検討は必要だと思いますが、今回の予算では11月から来年の3月分までを見込んで予算計上をさせていただいております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

○5番（滝波登喜男君） 6ページの公共交通対策事業の中のバスとかワゴン車の抗菌の委託料と補助となっているんですが、委託料は分かります。町が保有しているものということだろうと思うんですが、コミュニティバスのというのは、これ、町の保有のものでしたっけ。

それと、補助するっていうことは100%補助になるんですか、その100%かそうでなければ、ちょっと考え方だけ示していただけたらと思います。

○議長（奥野正司君） 総務部長。

○総務課長（平林竜一君） 議員仰せのとおり、委託料につきましては町有のバスを直営で抗菌処理をするという考え方です。補助金につきましては、コミュニティバスの運営を委託している交通事業者に対して補助をするということで、その抗菌処理をする実施主体は交通事業者のほうでやっていただくと。補助率は10分の10で補助していきたいということで考えております。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 本町で事業、総務課だけでなく、いろんなところで指定管理とかいろいろ委託しているとかっていうところはあるんですけども、ある意味、そういったところまで補助するという考え方でなくて、公共交通機関だからという前提があるということなんですかね。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 総務課としましては、コミュニティバス、いわゆる公共交通事業ということで不特定多数の方がそのバスを利用されるということで、そのコロナ対策、抗菌処理ということで、今回、交通事業者に対して。ただ、補助要綱をつくっております、その補助要綱にはこういった運送法にのっとった事業者に対して補助するということを記載しておりますので、例えばですけど、今後、そういう要望がございまして、例えば交通事業者が今議員がおっしゃったような違った、具体的に言いますと、特別支援学校の送迎にどここの交通事業者がワゴン車を使っていると。それは運輸局の許可を得ていますので、そういった許可を得ている事業者に関しましてはこういった補助を使いますよという仕立て、制度設計にしていますので、そういう申請があれば補助していきたいという考え方でおります。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、総合政策課関係、8ページから11ページを行います。補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、総合政策課関係の補正内容についてご説明いたします。

予算説明書の8ページをお願いいたします。

左側の交通促進会計年度任用職員給107万円につきましては、10月から運行を実施する近助タクシーのドライバーさんの人件費を計上するものでございます。

この近助タクシーにつきましては、事業者は町ということですので、ドライバーさんは会計年度任用職員として位置づけるものでございます。

なお、現時点のドライバー登録者数は14名でございます。

また、本年度は地域新Ma a S創出推進事業、これは経産省所管の補助事業の対象でやるということになりましたので、事業の実施窓口となりますまちづくり会社からの納付金を歳入財源として充当しているところでございます。

右側のデマンド型交通促進事業28万9,000円につきましては、同様に近助タクシーの運行に必要な経費を計上するものでございます。車両の燃料費、車両リース料のほか、予約システムの回線使用料でございます。

ここでは、近助タクシーの利用料金を財源として充当したほか、まちづくり会社からの納入金も財源として充当しているところでございます。

9ページお願いします。

左側、新型コロナウイルス感染症対策事業1,863万1,000円につきましては、臨時交付金を活用した新型コロナウイルス対策の総合政策課所管分を計上するものです。

主なものをご説明いたします。

まず、工事請負費についてございますが、これは四季の森文化館の1階にサテライトオフィス1室約100平米と町民の方に利用してもらうためのテレワークスペース、これ最大4名を想定しております。それと、共用のキッチンを整備するものでございます。

備品購入費のうち、Web会議環境整備事業261万5,000円につきましては、本町の小会議室に多人数対応可能なテレビ会議設備を導入するほか、職員が自分の席でも利用可能なWeb会議用のノートパソコン8台を購入するものでございます。

また、学生応援事業補助金200万円につきましては、町内在住の大学生及び専門学校生に対する生活必需品の支給等の支援を考えているものでございます。これにつきましては、学生さん1人当たり2,000円程度の支援ということで考えております。

10ページをお願いします。

左側、企業立地促進事業4,078万5,000円につきましては、企業立地促進条例の交付要件を満たす企業への助成金を計上するものです。企業名は、石田屋仁左衛門株式会社。当該法人は、清酒製造業として昨年6月28日に町の企業立地促進条例に基づき認定を受け、焼酎工房が昨年11月に完成し、操業を開始しているものでございます。

町がお願いしましたアルコール消毒液もこの焼酎工房で製造されたものでございます。

稼働に当たり、新規に町内在住者3名を雇用し、この方たちが令和2年5月10日をもって継続雇用期間が助成要件を満たしたので、助成の対象とするものでございます。

今回の補正では、用地取得費助成金として用地取得費の20%分、1,671万5,000円と、雇用促進助成金として1人当たり30万円の3名分で90万円、あと環境施設整備補助金としまして、今回、対象企業は上下水道の設備をみずから整備し、それを町に財産として寄附しております。この整備にかかりました費用の30%分を補助するというので、2,317万円を計上するものでございます。

右側、永平寺町住まいる定住応援事業700万円につきましては、申請件数が当初予算時の見込みをかなり上回る見通しとなったため、年度内の申請件数を再度予測し直し、必要となる額を計上するものでございます。

参考までにですが、8月末時点で申請件数は全部で31件、金額にして今860万円の申請をいただいているところでございます。

なお、補正して総額1,400万円になるわけですが、大体50件で1,400万円、過去の申請状況を見ながらこの予算の確保ということでお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

自動走行推進事業154万8,000円につきましては、本年12月からの実用化を予定している自動走行の運行に係る経費を計上するものでございます。経費の内容としましては、運行管理者、遠隔管理者及び保安員の人件費の相当部分でございます。今回、12月と3月の2か月分を計上するものでございます。

また、利用料金として12万1,000円の歳入を見込んでおりますが、この自動走行の車両が現在、国が所有する車両でございますので、国が所有する車両

でサービスを展開する徴収した金額は全部国庫に返還してくださいということで  
すので、返還金12万1,000円も併せて予算計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） よろしく願いいたします。

まず、9ページですが、サテライトオフィスのこれですけれども、これは例え  
ば事業主体がこちらですけれども、これ、ZENコネクトまちづくり会社も絡ん  
でいると思うんですが、もしもここに民間なり、いろんなどころが入ってきたと  
きに、その使用料の体系とか、そんなのはもう決まっているのかという点です。

あと、そこでも町民に対してのテレワークのところがありましたが、そこら当  
たりのどういうふうな対応というのか、規定というんですかね、費用面も含めて  
どんなのかというのをお知らせください。

それから、自動走行のところも、たしか国の補助対象でZENコネクトが対応  
していますね。先ほどの近助タクシーのほうもZENコネクトのほうからその  
人件費分を町が主体のあれですから町が雇用する形になっているんですけれ  
ども、ZENコネクトからその分を戻していただくという形になっていますが、こ  
の自動走行についてもそういう形なのか、これで見ると全然その予算的には一  
般会計から出てる形ですので、そこら辺りの兼ね合いはどうかというのもち  
よっとお知らせください。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず、サテライトオフィスの使用料の体系のことで  
すが、現在、四季の森文化館は利用に当たりましてまちづくり会社さんもそう  
なんですが、今のところ、施設の目的外利用ということで貸出しをしたいとい  
うふうに考えております。

その利用料といいますか、お家賃ですね。どの程度にするのかというのは、現  
在、生涯学習課も含めてこちらでも検討中でございます。

また、テレワーク、町民の皆様の利用を想定したテレワークですが、町民の皆  
様につきましてはそのスペースの利用料金は今無料にしようというふうに考  
えているところですが、ご自身でパソコン等をお持ちになっている方は場所  
だけ貸し出してということですが、パソコン等、そういう設備も貸してほ  
しいという場合

は、その辺も今回、4台分ですが予算入れておりますので、そのパソコンの貸出しについては料金をいただくということで現在検討をしているところでございます。

また、自動走行に関する件ですが、自動走行は国がやっておりますのはあくまで実証実験までということですので、12月からの実用化は町のほうで実用化するということで、それに対して国等の何かしら補助金があるということではございません。まちづくり会社にこちらは委託してやるというところでございます。

ただ、来年度以降、これまでの一般質問でもございましたが、まだ技術的なこととかもありますので、実用化をしながらということにはなりますが、必要な支援についてはまた国と話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） 先ほどの料金検討するということですので、いろんな意味でいい設定をお願いしたい。それはいろんな近隣のこともありまじょうし、ある面では早く言ったら来てもらうがためにいろんな契約上じゃないですけど、「また」と言うと言葉悪いですけども、そこら辺りはきちっとして、ZENコネクトさんがあんまり持ち出しがないような形でぜひお願いしたいなというふうに思っています。

それはそこを使うか使わんのか、設置してもやっぱり使われなけりゃもう元ないですから、ぜひそこら辺りをお願いしたいと思います。

それから、自動走行ですけれども、いろんな補助対象がどこまでかというのによって今おっしゃったように違うかと思うんですが、これはこの前の一般質問にちょっと言いましたように、実用化、本当に足になるためには、あそこにはいろんな体系の中で実証実験、これは要は国がいろんな技術面も含めてやることについての実験場をこちらがお貸ししていると。それに対して、それだから向こうから費用もらうと。しかし、今の実用化のところもある面では近助タクシーの見方からできて、そういうふうな補助対象にもしも持っていけるのであれば、やはりここもお願いしたいと。どっちかというとな近助タクシーのほうがどうもこっちで使ってあれしているわけですから、こっちが本当払う。これだとあくまでも実証実験のためにやっているわけですから、うちが貸している。言葉悪いですけど、貸出ししているわけですから、その人件費のところ、特にいろんな、例えば向こうのやっているところの人件費は向こう払っているわけですね。たまたまその

運用のところの運転手の分だけ払っているわけですから、そこら辺についてももしも補助対象になるかというようなところを話しの中でももしもできたらそういうふうにしていただくと非常にいいんじゃないかと思っておりますので、ご検討もお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 今の件につきましては、国とも継続して協議していきましょうということになっておりますので、また話は進めていきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎さん、よろしいでしょうか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 9ページのコロナウイルス感染症対策事業の中で、町内在住の学生に対して何らかの物資をとということで示されています。一つは、町内在住の意味ですね、がどうなのか。僕、幅広い学生の部分に住所を持ってきてなくても町内に下宿してるというんですか、いう人たちについては、居を構えている人には出すのかなと思わんでもないので聞きたいのと、あとどういう形で支援するのか。2,000円程度って言われていましたけど。

例えばほかのところでは商品券を出すところもありますし、何か僕は物資をつ聞いたんで、バイトなんか本当になくなって大変になっている人たちもいますし、学校一切開かれてない、まともに。そういう形の中で学生にどういうつかみをし、支援をするのかというのも僕ちょっと大変な面もあるんだろうと思うんですわ。もともと町内で生まれ育った人たちがその学校へ行ってるのは別ですけど、そんなことを含めてどう考えているのかお聞きしたいのと。

10ページの企業支援のやつですね。僕よう分かるんですね。石田屋仁左衛門株式会社というんですけど、これ、名称変わったんですか。「永の里」と言ったのは「永の里」が「永」に変わったというのは聞いたんですよ。どんどん変わっていくんで、つかみどころがないんですよ。その辺どうなっているのか。できたら補助対象の企業でもありますから、いや、それ、名前変わったから補助したのと違っているやという話にも捉えられかねないんで、継続的にそういう名称変更したときにはきちっと報告していただくとありがたかったのかなと思っておりますけど。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず、コロナ対策関連の学生支援のところでござい

ますが、考えているのは町内在住の学生さんということで、住民票があるなしで縛るということは考えておりません。大学側のほうが町内のどこに住んでらっしゃるかというのは住基登録あるなしに関係なく把握されているということです。大学を通じて町内在住の学生さんに連絡をしたいというふうに考えております。また、支援の仕方ですが、今考えておりますのは、商工会様にもご協力をいただきまして、大学のほうから学生さんに通知をしていただいて、そういう例えばマスクとか、ごみ袋とかという生活必需品を考えているんですが、もう例えば福井のほうに戻ってきているので、そういったものが欲しいですという学生さんに対してどこか日を設けてお渡しするということで対応できないかなというのを今のところ考えているところでございます。

また、先ほどの企業の補助金関連につきましては、今後変更等がありましたらなるべく情報として皆さんにもご提供するように努めてまいりたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補足で、この学生支援につきましては100万円の寄附をいただいた方がぜひこの永平寺町の学生に使ってほしいということもありましたので、その100万円、これは一般会計に入っておりますが、その100万円も併せてここで使わせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） ほか。

○4番（金元直栄君） 仁左衛門さんは名前変わったんですか。あんまりよう分らないのですよ。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 企業立地促進補助金の条例では、補助対象者は企業ですので、以前は黒龍酒造さんということで最初にお話はあったということですが、その黒龍酒造さんが石田屋仁左衛門株式会社に名称変更があったということで聞いております。

○4番（金元直栄君） 「永の里」は「永の里」のまんまやろう。「永」でいい？

○総合政策課長（原 武史君） 「永」プロジェクトにつきましては、あくまで地方牽引事業としてあそこ一帯の事業をやるときの名称というふうに理解しているところでございます。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は名称のことよく分からないんですわ。どんな事業に対して支援したんかというのを僕らが聞いていたのは、国の補助対象が報告の中では

「永の里」ということやったんですね。その企業に対してという意味ではなくて、そういう事業に対してやと思ったんですね。ところが、「永」に変わったというのは、それも最近の話ですね、変わったというのは。

石田屋について言うと随分変わってしまうので、そのつながりよく分からなかったんで今質問しました。

町内在住の学生というんですが、現実的には大学が、言葉は悪いですけど、まともな形で開かれているのかどうかというのは僕はよくつかめてないんですが、車も随分少ないですから、学生戻ってきてない人たちが多くてオンライン何とかでやっているという実態ではないかと思うんですね。

そうすると、いわゆるアパートなんかいろいろ契約して入っている人たちも、こっちいなくて家賃を払っている面があるのかなっていう実態があるんじゃないかなと私は勝手に思っているんですが、その実態がどうなのかというのと、あと100万円の寄附があった、それを学生さんのためにつけて、僕本当にありがたい話だと思うんですが、学生にとってみると、ほかのところでは、例えば余った農産物なんか——これうちでもやってたんですが、余った農産物なんかを——余ったというか、不要なというんですか、農産物を集めて自由に持っていってもらうとかいうことをやってるといようなこともほかの自治体では、うちがやっているかどうかというのは定かでないんですが、そんなことも含めて、例えば災害時には、これも災害ですから、災害時にはいろんな人たちから寄附してもらいます。食料品とか、それらも含めて、生活に窮している人たちに、ある意味、自由に持っていってもらうというのか、そんな制度も本当はできたらいいですよ。なかなかやってもらえる人たちがいるかどうかというのは問題ですけど、ただ学生の置かれている状況というのは惨たんたる状況があるんでないかな。

学校に行っても授業料だけ払わなアカンとか、普通に取られるとか、生活に窮している人たちは安くなるとかっていうような制度も今ありますけど、そのときにやはり大学が2つある町として一つの売りにしているなら、そこらも含めて十分どう支援していくのか、考えているとは思いますが。それをもう少し何かマスクとかっていうだけでなしに、本当に生活のために商品券のお渡しとかということも含めて考えられるといいなとは私は思うんです。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず、企業立地補助金のことですが、あくまでも地域未来投資促進法に基づくああいうプロジェクト事業はそちらの補助金、今回は

企業立地の助成補助金という町単独の補助事業でございますので、要件を満たした企業に対して補助金を交付するというものでございます。

また、学生様の支援等の話でございますが、実際、大学側とはかなりうちの担当も連絡を密にして連携を取って情報をもたらしているところなんです、現在のところ、やはりまだ全ての方が帰ってきているわけではないということでございますし、大学のほうも実際、いつ対面授業がっていうのはまだ何ともいうところの話も実際ございました。実際まだ戻っていないということもあるんですが、家賃の補助のことにつきましては、これも大学側にかなり確認してもらったんですが、現在、学生さんのほうからそういう家賃支援を求める声は大学としても把握していないということございました。

また、不要な農産物等いろんな寄附の活用の件につきましては、また町全体で考えていきたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 家賃についての話でいうと、大学はあんまりつかんでない、そういう相談もないという話ですが、そこは僕らが思うのとは随分差があるなって率直に思います。家賃は親が振り込んだりすることがあって学生直接でないということがあるんかも知らんですけども、現実的にはいなくて払わなあかんというようなことも含めて矛盾があるわけですね。

一般の社会人については家賃が払えない、ローンが払えないというのは今社会問題になっているということで、先ほども補正予算のところちょっと触れたと思うんですが、でも現実的には学生も同じで、厳しい状況があると。バイトがなくなった分、それはほとんど生活をこちらでしていてバイトがなくなった人たちは悲惨ですし、親元に帰ってる人たちも、親は衣食住に関係するところを直接こちらに来ていて負担をしているんでなしに、家にいながら負担せなあかんことが続くんで、そういう意味ではそこら、もう少し十分、大学は相談を受けていないって、帰ってきてない学生に相談に来いと言っても来んわけで、そこらは十分ずれをどう解消していくんかも含めて、もう少し考えてもらおうとありがたいかなと僕は思います。

○議長（奥野正司君） 総政課長。

○総合政策課長（原 武史君） 確かにおっしゃるとおりでございます。当然、まだこちらにお戻りになっていない学生さんもおりますし、そういった方は当然、声も上げることもできないというのは想定されることですので、調査の声の確認等

につきましては、当然、今後もずっと継続して、ここで終わりではなくて、継続してそういう声を拾うということは続けていきたいと考えておりますし、また、そういった声を拾った中で必要なと思われることが出てくるのであれば、それは対策として考えていきたいというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） ほか。

酒井君。

○11番（酒井和美君） すいません。私もちょっと学生の支援のことで質問させていただきたいんですけども。逆に、永平寺町に住民票を置いたまま県外の学校に進学している学生さんたちもいるかなと思うんですが、そういった学生さんたちへの支援というのは含まれていますか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 今回の学生支援につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町内に住んでる県外から、遠くから来て町内に住んでいる学生さんに使ってもらってくださいということがありましたので、その辺を受けて、こちらもさらに上乗せしてということで考えておりましたので、もともと永平寺町出身の方が今県外に行ってらっしゃるそこを支援するということは、現時点においてはちょっとこの制度の対象外としているところでございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ここが本当に難しいところで、住所を持っていない方、持っていない方、またどういうふうにそこを把握するか。今回も大学との連携を密に取っているのも大学からどういうふうな状況で、どういった関係する学生さんにアクセスするのも学校を通して配布してほしいとか、個人情報とかいろいろある中での制約の中で今いろいろ考えています。

もう一つは、まだやっぱり大学、リモート学習というんですか、あれが主になっていまして、なかなかまだ登校のめどが立っていないというのもある中で、支援をした人がまたこの永平寺町にいないという現実もある中で、やはりこれ、臨機応変に対応をさせていただきたいな。これ、大学と連携を密に取りながら対応させていただきたいなというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 酒井君。

○11番（酒井和美君） たしか他の市町村ではそういう県外に出た学生さんたちに対する支援というも行われていると報道でもありました、恐らくそれができるのは町内に高校があるとか、高校との連携になるのかなとも思うんですけども、

でも、全く永平寺町もそういった連携ができないわけではないかなと思うんですが、ぜひとも住民票がある以上は町民であるというお考えの上に立っていただいで信用していただけたらなと思うところと、あと県外で学んだ学生たちをぜひ永平寺町に帰ってきてもらうという視点から、そういった支援物資を送る際に一緒に例えばFスクエアでは就職相談なんか、交通費の助成をしてるんですかね。交通費を出してくれるとか、そういった取組もされてるみたいなので、そういう案内もちょっと忍ばせて、ぜひ帰ってきてねと誘惑していただけたらうれしいなというところもありまして、ちょっと検討していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 例えば移住とか定住とか、当然、永平寺町に帰ってきていただく、こういったことに対する取組というのは当然強化してやっていかなければならないというふうに思っておりますので、貴重なご意見いただきましたので、対応するという感じでこちらも頑張っていきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） 先ほど10ページのところの立地の事業のことですが、金元議員もちょっと挙げてましたが、永プロジェクトはたしか国が認めて、それに対して国がお金を出してくると。それに対して町もたしか1,000万、1,000万、1,000万、3,000万やったかなと、2,500万やったかな。500万、500万の1,500万。トータルがあれ3,000万。

○総合政策課長（原 武史君） トータルで1,500万。3年で1,500万。

○2番（上田 誠君） 3年間で1,500万。そのたしか半分やったか、それを出して1,500万、500万ずつやったと思うんですが、それはあのときに宅地造成、要は土地を買い取って宅地造成をする費用とか、ある面ではいろんな設備に対しての費用とかも含めての費用だったかと思うんですね。それに対して、当然、国もお金出していますが、町もそういう立場からその土地の購入、明確なあれはあれですが、そういうところに出しているんじゃないかと思っています。

そうすると、今、ここの企業立地、例えばいろんな企業さんが来たときにその土地購入でまたそういう形になっているわけですね。それと、ある面ではそのプロジェクトそのものは国の事業ですけれども、町もそれに対して支援しているわけですから、ですから、そうするとここは同じ項目、名目って、それは事業内容は違いますが、名目的には同じになるんじゃないかと。考え的にですね。そ

これは捉え方が違うと言えればそれまでかもしれませんが、考え的にはそういうふうな形で町がそういう形で以前、それを宅地造成も含めてやるときに支援しているわけですね。

そう考えると、そこら辺りの兼ね合いについてどういう見解があるのかという、私はちょっと重複する分もあるのかなという気もするので質問をします。

○総合政策課長（原 武史君） 議長、休憩をお願いします。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前11時35分 休憩）

---

（午前11時37分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 地域未来促進法に基づくプロジェクトにつきましては、あくまでもそのエリアでどういったことをしていくかという計画づくりとか、プロジェクトを進めていく上での事業費というのが助成の対象ということで、実際、企業が来たときの取得された用地費とか、直接町民の雇用に結びつく雇用助成金というのはあくまで町の条例で別に助成するということで進めさせていただいております。重複するものではございません。

また、今回、この企業につきましては、当然、地域未来促進法の適用を受けて、要は永平寺町のほうで企業の操業を開始しますと、当然、3年間ですが、固定資産税等の、要は納税の特例も受けられるということになっております。

ただ、そういう税収の減収分につきましては、国のほうが減収補填ということで、たしか減収額の4分の3相当額が補充するということになっておりますので、そういった有利な制度を利用してなるべく町内に多くの企業さんに入ってきてもらうというものでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、地域未来投資促進法のメリットについてです。もちろん、その地域を牽引してくれる企業、それから、今回、「永の里」でいろいろな交流人口が増えることも予想されます。それに対して、先ほども言いました計画の応援を3年間はさせていただきました。

今回、地域未来投資促進法を通っています。これ通っていなかったら、固定資

産税分の3年間分は企業立地促進条例、永平寺の条例では3年間分は固定資産税相当分を応援するというふうな条例になっていますが、今回、もちろん応援しますが、地域未来投資促進法を通過しておりますので、国のほうからその3分の2は特別交付で返ってくるということがありますので——4分3が返ってきますので、そういった点でも一つ町としても国がある程度していただけたところがありがたいところかなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） 説明いただいてありがとうございます。

重複してないよというところで、その計画であるとか、そういうものの応援の費用という見方もあるんですが、あのとき、当初、3年間は当然宅地造成、宅地を買ったりいろんなところがあったかなと思ったので、そういうときの補助対象となれば、同じようなことかなということで今ちょっと質問させていただきました。

当然、いろんな企業の方が来ていただいて、それに有利な形で当地のほうにそういう企業立地のあれで、そういうことで、また今言う町長の説明に今のその補助対象になっていけば4分の3はもう戻ってくるというのはある面では有利だったよと。そうじゃなかったら戻ってこないわけですから、そういう面ではあれなんです。ただ、私の感覚的には、今そういうふうな形で同じように一回補助を出しているにもかかわらず、また補助を出すというような形の重複みたいな感じに感じたので、あえてそういう質問をさせていただきました。

だから、ひょっとしたらそのときに、雇用については分かると思うんですね。そのときまだ雇用してませんから。だから、そこら辺りのときにご説明受けたんかもしれませんが、こういうときは私とすれば心情的には何か二度出しているような気がしましたので、あえて質問させてもらったということです。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その点、ちょっと誤解されていると思います。

まず、地域未来投資法は3年間で1,000万、1,000万、1,000万、3,000万。これは国が助成をしますよという中で決まった。そのうちの半分が町が、地元の牽引企業、地元を牽引してもらおうということで半分を出します。

これ、町の判断で、はい1,000万とか、500万とかではなしに、しっかりと国の基準、また国の認可といいますか、それに基づいて永平寺町がその計画とか、そういったものに支援をしていますので決して急に降って湧いたように思いつきで支援したとか、そういったのではない。しっかりとした国の基準、また

その中でしていったということをご理解をいただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 総合政策課関係、かなり質疑を重ねてまいりました。次の税務課関係移ってもよろしいでしょうか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 10ページの住まいる定住応援事業、これは金額ベースで当初予算の730万に700万の上積みということですね。先ほどの説明で件数は50件ということですか。

この申請内容ですね。住宅を取得するということで新築、それから中古住宅の取得、それから3つ目が中古住宅のリフォームという項目での支援があります。

そして、もう一つです。子育て支援金ということで4つ目の支援があります。この4つの内容はどうであったのかという。この50件の内訳ですね。

2つ目ですけれども、今年度、50件ということですが、これ、昨年、一昨年の件数と比較してどうであったのかということですね。

3つ目は、この事業は今年度で最終年度という位置づけになっております。これ、当初予算のときにも確認したんですが、今年度の実績を踏まえて、事務事業評価をやった結果、次年度継続するのかどうかということの事業であったと思います。件数、それから内容を見て、今の時点で来年度継続という判断、方向性を持たれるのかどうか、この3つ目を確認させていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず分かるところから、すいません。これまでの実績ですが、30年度が全部で40件、令和元年度が43件でございます。先ほども話しましたが8月末の段階で今31件、860万円分の申請があるというところでございます。

なお、その31件、今まで申請がありました31件につきましては、ちょっと内訳が分かっているので報告させていただきます。

31件で114人の方でございます。大人の方が66人、助成対象となる10万円の対象となる子どもが48人でございます。

あと、新築、中古、再転入というところでございますが、これも先ほどの言いますと、30年度は40件のうち、新築が32件、中古住宅の購入が5件、再転入が3件ということでございます。令和元年度が43件のうち、新築が34件、中古住宅の購入が7件、再転入が2件でございます。令和2年度につきましては、すいません、7月10時点の情報しかないんですが、7月10現在では、その当

時、25件の申請がございまして、そのうち新築が22件、中古が1件、再転入が2件でございました。

主に30年から令和2年まで、多いのが、特に町外からの転入は福井市からの転入者が多いというのが現状でございます。

また、今年度で一応この制度を見直すということで、現在、その中身につきましては総合政策課のほうでも内容を検討しているところでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 9ページの四季の森文化館の改修ですけれども、いわゆるニーズはどこまでつかんでるのかなという。サテライトオフィステレワークについて、ニーズはどこまでつかんでいるのかなというのと、PR方法、そしていつから開始なのか。

それと、これは要望ですけど、先ほどありました学生の支援については、ちょっともう少し学生が使いやすいような支援、生活物資、マスク等を特定するのではなく、もう少し幅広いニーズに合ったものをお願いしたいなと思っています。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 四季の森文化館のサテライトオフィス等の周知のことでございますが、これにつきましては、やはりもう既に県のほうからもそういうところがあったら、予定でもいいのでいろいろ内外に発信していきたいのでという、会議等でというのもいただいておりますので、そういったところには既に永平寺町として計画していますということで連絡はもうしているところでございます。

ただ、実際、今のところ、まだいつ完成してというのはなるべく、当然、この後、予算成立後設計に入って、設計を受けて工事を発注ということになります。こちらとしましては、年度内にはというふうに考えているところでございます。

参考までに申し上げますと、もう既にちょっと入りたいという、検討してもいいよという企業さんは、特にこれまでの自動走行とか、そういった先端技術的な取組で関係されている企業さんからちょっとお声はいただいているところでございます。

あと、学生の支援に対しまして使いやすいような生活必需品、何かしらということだと思いますので、それも当然、いろんな声を聞いて、これで決まりということではないと私も思っておりますので、また対応は考えていきます。

○ ( 君) テレワークの。

○議長(奥野正司君) 総合政策課長。

○総合政策課長(原 武史君) テレワークにつきましては、現在、ニーズが何かしらこちらに欲しいというようなことがあったということではございません。ただ、当然、コロナのことも踏まえまして、町内にそういうテレワーク対応可能なところが、しかもそれが低価なところがないというのもどうかというところで、まずは行政として4スペースですが整備していきたいということで、それをまた周知して皆さんにご活用いただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(奥野正司君) 河合町長。

○町長(河合永充君) このテレワークとか、これにつきましては、今、国のほうも積極的に地方への分散ということで進めているところもあります。今、ワーケーションという言葉も出てきまして、働きながらバケーションをする。これが笑来に泊まっていただきながら仕事をしていただくとか、いろいろな新しい生活様式の中で、今、ある意味、こういった取組はしっかり発信をして、ニーズをつかめばチャンスな事業なのかなと思っております。

国、県もいろいろとこういう分散型の仕事と申しますか、こういったのに力を入れてくるのが予想されますので、しっかりと情報を収集して発信してもらうところはそういったところに積極的にこの永平寺町ではこういうことをやりますよ。永平寺町で一度体験でも住んでみませんかとかというのに乗っていきななと思っております、しっかりと情報収集を努めていきたいと思っております。

○議長(奥野正司君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) お諮りします。

ただいま審議途中でございますが、休憩を取りたいと思います。

今、11時50分過ぎておりますけれども、13時より再開をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) では、休憩を取り、13時より再開いたします。

(午前11時53分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、税務課関係、12ページから13ページを行います。補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、税務課関係の予算につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算説明書の12ページ、左側の表をお願いします。

賦課徴収事務諸経費におきまして、減益となりました法人の令和2年4月以降の確定申告に伴いまして、令和元年10月から令和2年3月までに予定納税されておりました法人税割に係ります多額の過納金が生じたこと。また、個人所得に係る株式譲渡配当割の還付金が増となりましたこと等によりまして、償還金利子及び割引料につきまして610万円の増額をお願いするものでございます。

なお、今後の法人町民税の申告等によりまして、さらなる補正が必要となる場合がございますので、その折は併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、右側の表をお願いします。

税務会計年度任用職員給におきまして、年度途中の自己都合退職によりまして税務課職員が1名減じまして、税務課内の事務処理が多忙かつ煩雑となり、職員の負担増と相なっております。これを解消すべく、職員の負担軽減、事務処理の遅延回避等、新年度の課税に影響がないよう対応していくために73万1,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳につきましては、会計年度任用職員、一般行政事務補助員、パートタイム1名分の報酬及び通勤手当でございます。

次に、説明書の13ページをよろしくお願ひします。

新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、新たにお願ひするものでございます。新型コロナウイルス感染症の3密対策として、確定申告等の受付順番、待受者が税務課や窓口においでになられましたときの滞在時間の短縮を図ることを目的としまして、確定申告等受付順番予約システムを導入するため、29万9,000円の補正をお願いするものでございます。

内訳につきましては、システムの初期登録料や利用料、専用端末の購入費でございます。

以上、税務課関係総額713万円の増額をお願いするもので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、住民生活課関係、14ページから15ページを行います。補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、住民生活課関係の補正予算について補足説明をさせていただきます。

説明書14ページをお願いいたします。

左側、戸籍住民事務諸経費でございますが、本年当初を予定しています戸籍システムの改修の経費について、国庫補助が10分の10でついたこと、また、現在、推進していますマイナポイント事業の事務費についても国庫補助がついたことにより、財源更正をお願いをするものでございます。

右側でございますが、戸籍住基会計年度任用職員給、補正額93万6,000円でございますが、現在、マイナポイントの需要もありまして、マイナンバーカードの申請、交付が相当多くなっております。さらに、今年度、後期に向けてマイナンバーカードの普及について強力に推進していきたいと考えております。そのために、窓口職員の1名を増員し、住民サービスが低下にならないように対応することのために補正をお願いしております。

任用期間については、10月から3月の半年間というふうに考えております。

15ページをお願いします。

左側、清掃総務事務諸経費、補正額5万9,000円でございますが、当初予算で不法投棄防止看板35枚の作成を予定していましたが、その35枚につきましては区長さんの要望に基づき配布させていただきましたが、さらに追加の要望がありました。そのため、追加で13枚作成していただき、区長にまた配布をしたということを考えていますので、増額をお願いするものでございます。

以上、住民生活課関係の説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） 14ページ、マイナンバーカードなんですけれども、これ、すごく経済効果の高い事業だと思っておりまして、今一番必要なもう最重要事業

ではないかなと考えているんですけども、これですね、今、84万円ですかね。多分、月10日ほどの勤務というのを考えられていると思うんですが、これで足りるのかなというのが私の印象でして、今、マイナンバーカードを申請すごく増えておられて、窓口業務も大変であるということなんですけれども、今度、マイナポイントというのも申請できますので、これ、2万円使うと最大5,000円まで付与されるというものなんですけれども、これがすごくすばらしいのがその決済サービスを一つしか選べないので、そこのお店に2万円は必ず使うということになるんですね。若い人は電子決済サービスを選択してネットショッピングとかしてしまうかなと思うんですが、60代、70代の方ですと、町内の事業者さんで使えるんですね。毎日、おじいちゃん、おばあちゃんが行くようなホームセンターさんですね、大好きな、も使えると。プリペイドカードで。スーパーマーケットでも使えると。プリペイドカードで、確実にそこで使いますというものになるので、そういう60代、70代の方でも使えるものとしてどんどんPRしていただきたいなと。これが何が大事かという、やはりそういう経済効果が商工観光課でもされているようなこととして同じような経済支援としても物すごく大切なことであるし、将来的にマイナンバーカードが普及しますと様々なカードがこれの1枚で機能が使えるようになりますので、保険証ですとか、あらゆる認定証ですとか、図書カードですとか、そういうカードですね。窓口業務が行く行くは減らせるようになります。今後の高齢社会、人口減少社会を見据えて働き手が少なくなっていく中での働き改革にもこれ絶対に必要な、今普及率を絶対に上げないといけないという、この大切な事業なんですけれども、それがすごく今住民生活課の事業として負担過重かなというふうに大切なことが肩にかかり過ぎているなというふうな印象を受けているんですけども、説明するのもこれ大変なシステムになっているので、このパートさん1人、月10日程度の勤務ということで本当に足りるかという質問です。お願いします。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、1人増にすることで十分かということですが、基本的に1人増員したところでかなり窓口の住民サービス向上は図れるというふうな立場で見えております。

また、議員おっしゃいますとおり、マイナンバーカードの普及という点では非常に大事な課題であるというふうに思っております。内容に住民生活課としても普及率、皆さんにカードを持っていただきますよということで頑張っております。

例挙げますと、広報永平寺にも6月よりもう1ページいただきまして、毎月、

マイナンバー関係の周知をしている。一般的な話、こうじゃなくって、分かりやすいように、いわゆるマイナちゃんとえい坊くんのQ&A方式で問い合わせ方式で分かりやすいように掲示をしているとか、ホームページでも掲示しております。あと、マイナポイントの件おっしゃいましたけれども、マイナポータルの件もホームページでも掲載、フェイスブックでも掲載している。確かにマイナポイントの事業があるということでかなりマイナンバーカードを取得をしていただく方も多くなっております。

あと、マイナポイントで連携するキャッシュレスのお話しされましたが、たしか年齢層によって選ぶのは様々あります。議員おっしゃいましたとおり、やっぱり高齢者の方っていいますと身近なお店、自分がよく通うお店のカードを選択するとか、そういうことに関しても本当に様々になっております。

カードを交付で受け取りに来ます。その際に、カードを交付するだけでなくって、その際に必ずマイナポイントをどうしましょうかとかという問い合わせもしてりおります。ほんならしますわとなったら、その場でもう一緒に役場のほうでやっていくという形で、とにかくマイナンバーカードを取得していただいて活用してほしいということです。

あと、将来的な予想になりますが、やっぱりマイナンバーカードでいろんなシステムを使うとか、窓口の交付をするとかということが様々今後、そういう幅が広がっていくことも予想されます。そういう意味では、今のうちにしっかり普及をしていくということを住民生活課では取り組んでいきたいということで今回お願いしたいということでご理解願います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

酒井君。

○11番（酒井和美君） 今普及率は20%ほどかなと思うんですけども、これ、永平寺町としては何%まで普及率を上げていこうと目指されているところでしょうか。これ、80%とかまで高まっていくことによって総合政策課のMa a Sなんかもアプリシステム導入ということが本当に可能になってくると思いますので、永平寺町全体で大切なことだと意識を持ってやっていただきたいなと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、普及状況を申し上げますが、毎週、国のほうから数字が来ます。今、直近でいきますと8月31日の数字が来ております。永

平寺町は申請でいきますと22.52%になっています。これ、県平均でいきますと21%になっております。普及の目標としましては、これは設定もいろんな考えあると思いますが、令和元年度の今決算出てますが、令和元年度の交付率が920件ほどございました。4月から様子見てますと、かなり昨年よりも増えています。仮に10%増になりますと約1万8,400人の人口ですから1,800件という見込みになります。どこまでというのがありますが、うちとしてはとにかく普及させて、限りなく30%、40%、50%、早く動かしていきたいなというつもりで頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今のこれ、今がチャンスだと思っております。10万円の給付金のときもこのマイナンバーカードの普及が進んでいけば早い給付ができたとか、いろいろありますし、今回のマイナポイントで商工観光課のほうでも金融機関さんがキャッシュレスの普及を図っていますので、併せて金融機関にこのマイナポイントの推進、マイナンバーカードの取ってくださいという、そういったチラシ。これ、関係機関全て今置かせていただいて、そういう皆さんと一緒にこの普及を図っていこうという機運も今高めようとしておりますので、また議員のほうからもいろんな方にこのマイナポイントのお得な情報をお知らせいただければと思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

なければ次に、福祉保健課関係、16ページから17ページを行います。補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、16ページ、左側、まず社会福祉事務諸経費でございます。

新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止による戦没者追悼式の自粛に伴い、かかる経費を減額、それから県が行います福井婚活サポートセンターの運営経費の1割を市町が負担します。本町分を今回予算化するものです。差引き43万4,000円の減額となります。

委託料が29万7,000円の減、使用料及び賃借料で15万3,000円の減、それから負担金としましてふくい結婚応援協議会負担金1万6,000円です。これは均等割が1万円と人口割が6,000円の分になります。

年間の運営経費としては2,400万円を見込んでおりまして、市町は1割の240万、これを各市町の均等割と人口割で計算しますが、今年度は12月から3月までの4か月分で1万6,000円となっております。

右側の敬老会運営事業でございますが、これも新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いまして敬老会を自粛いたしました経費186万2,000円を減といたします。

17ページでございますが、翠荘施設管理諸経費7,500万円の増額です。翠荘、松岡福祉総合センターの空調設備、かなりダメージを受けておりまして、老朽化ですが、コロナ禍におきましても安心して施設管理、運営ができるように空調システムを更新するものでございます。

今年度当初に設計委託料をお願いしておりました。今回、工事費が算定されましたので7,500万円をお願いするものです。内訳としましては、キュービクル工事で3,500万円、空調機器の更新ということで4,000万円を見込んでおります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） では、空調機のところをちょっとお聞きします。

この当時の当初のときの空調機と今の空調機で大分質が違うと思うので、あと全体的な空調なのか、各部屋ごとに全部できるのか、どういうふうな形のセパレート型なのか、そこら辺りのどういう形にするのか確認したいと思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現在はセントラルヒーティング方式ということで吐き出しが各部屋にあります。一部、児童館のところの効きが悪かったもので、個別の機械を既に設置しております。同じような考え方で各部屋ごとの分離した機器を導入する予定です。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 今と同じ質問ですけど、もう少し具体的な内容を、どういうふうにしていくかというのを示していただくとありがたいかなって思います。というのが一つ。もう一つ、いわゆる敬老会が中止されることによって幾らのお金が浮いてくることとなります。これを何かほかのところへ使う予定はないんですか。例えばインフルエンザのあれに回してさらに負担を減らすとかいうこと。高齢者の場合ね。そういうことで還元するということもあっていいんでないかな

と思うんですが。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 空調システムの具体的な内容についてですが、各部屋に何基とかという具体的な内容ということでよろしいですか。それについては、また、設計書が上がってきた段階でお話ししたいと思います。

それから、敬老会の事業費の流用といいますか、考え方ですけれども、一般会計の中で運用しておりますので、減額の分については、当然、インフルエンザの単独分に充当されているという認識を持っていただいても結構かと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 空調の関係について言うと積算した根拠とか、どうなるかなって、あらかた7,500万という大きい金額ですから、それはやっぱり示していただいたほうがいいんでないかという意味です。本当に事細かにどうのこうのという意味ではないですけれども、どういうふうに計画しているかというのはやっぱり示してもらったほうがいいんでないかと。

あと、いろいろ示されていると言いますが、コロナウイルスに感染の問題で中止される事業ですから、そこで使わずにどこかへ残していくというんでなしに、どこかでやっぱり高齢者に還元するという方法は具体的に考えていることはないんですかということなんです。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） こうやって減額しますが、今、交付金が4億5,000万円来てますが、今年度、まだ半年以上あります。どういったときにどういった支援とか、コロナ対策を打っていかなければいけないと思います。

その4億5,000万、多分超えてくることもありますので、そういったときのために——ときのためといいますか、ためにしっかりと使わせていただきたいというふうに思っています。

おっしゃるとおり、この減額した分はそういったところに使うようにしていきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 7,500万円の内訳ですけれども、先ほど申し上げたとおりキュービクル工事で3,500万円、要は電柱から配電盤まで、変圧器を通して配電盤までのところで約3,500万円、空調機器、まだ新しい吐き出しの機器が入っていないところ、ここの整備に約4,000万円というふうに

思っております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 今、どこかで 7,500万円ですから、それなりの資料をどこかで出してもらえば、それで僕はいいと思っていますんで。

議会も今回、視察なんかできないだろうということで減額して、それはコロナ対策に使っていただきたいという意味合いがあったと思います。こういうことでコロナの影響で自治体運営は、町長言われたように、本当に有効に、やっぱり年度末までありますからいろいろ考えられると思うんですが、やっぱり有効に使ってほしいということだけは言っておきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほか。答弁ありますか？

ほか質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、子育て支援関係、18ページから19ページを行います。補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援関係の補足説明をいたします。

説明書の18ページの左側をお願いします。

保育園運営諸経費3万円につきましては、幼児教育・保育無償化に伴いまして事務を適正に遂行するに当たり、事務ハンドブック購入などの消耗品をお願いするものでございます。

説明書の18ページの右側をお願いします。

幼稚園・幼稚園リフレッシュ事業396万円につきましては、松岡東幼稚園のゼロ歳児受入れに伴う増設や施設のリフレッシュ工事を行うための実施設計業務の委託料をお願いするものでございます。

説明書の19ページ、左側をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策事業200万につきましては、幼稚園・幼稚園の調理室の水洗金具をハンドル式からレバー式に取り替える修繕料をお願いするものでございます。

説明書の19ページの右側をお願いします。

新園整備事業6万につきましては、新園、私立園を整備するに当たり、事業者

の募集をプロポーザル方式で行うため、事業者の提案内容を審査する選定委員の報償費、食糧費をお願いするものでございます。

以上、子育て支援課関係の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 率直にお聞きしたいんですけど、今度、東幼稚園のいわゆる遊戯室工事の設計業務で、今の定員を若干増やして80名にするという話ですよ。なかよしが100名、今度、この際造るという園が120名。でも、80名では現実的には現在の数字を満たすものではないんですね。東園にはゼロ歳児の乳児保育ができないというようなことでありますけれども、町としてはそういう意味での対策のために、例えば乳児園という、要するに未満児中心に預かったり、特に乳児だけ預かる園が制度の中にもあるんですが、そういう計画はないんですか。そうでないと、どこかであふれる人たちが出てくる可能性がある。

町の町長の一般質問での答弁で言うと、町はさらに振興策を図っていきたいということで、人口増あり得るかしらんですね、さらに。そういう対応も含めて、やっぱり公立が果たしていく役割は大きいんでないんか。

僕はこれまで西のプレハブの問題なんかでも言ってきましたけど、結局動かなかったのは行政なんですね。でも、よう考えると乳児園制度みたいなものもないわけではないんで、そこは十分考えていかなあかん。

再編云々について、そういう問題も含めていろいろあるんで、じっくり急がずに検討すべきでないかというのが私の立場であります。

それと、今じっくり説明されたんかどうかわからんですが、19ページのいわゆる民営化のプロポーザルのやつですけども、いわゆる単純に町外の業者に任せるという方向をこれまで示されていますが、僕は民営化についてもいろんなやり方があるっていうのを、これは論議せずに、例えば学校法人とか社会福祉法人に任せてしまうんだという単純な方向なんですか。僕はそこももっと十分論議する必要あるし、特にコロナ禍で大変な仕事の状況があります。僕は町にいろいろした町の予算で言うと、町外に流れるというのは僕は本当にそれはやっぱり町のやり方が少しおかしくないかということの前から言ってますけれども、それらを含めて十分考えられる検討も必要ではないかなと私は思っている。その辺いかが

でしょう。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） まず、プロポーザルの件の選定委員会の委員のことですけど、その点につきましては、今回、選定委員会の委員報酬を認めていただきまして、その選定委員会の中でそういった宗教法人がどうなのか、学校法人がどうなのか、社会法人がどうなのかという、そこで審議をしていただければいいかなと思っています。また、特別委員会でもそういった形でご提案をしていただければ、こちらとしてはいろんな形でご審議をさせていただきたいと思っております。

定員につきましては、今までも議会とは30年ですか、平成30年から43回ほど視察とか、審議をさせていただいておりますので、町としましては今回、この東幼稚園の定員80名という形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、選定の私立の法人につきましてなんですが、今回、ずっと議会と議論してくる中で、やはり私立をしっかりとしたところに任せたほうがいい。実績があったほうがいいという意見もございましたので、その辺はしっかりと経験と実績のあるところのためにハードルを上げていきたいなというふうに思います。

なかなか町内にはそういった業者さんもいませんし、ある意味、ご提案の中では永平寺町で福祉法人を造ったらどうかというご提案もございましたが、なかなかそれは今、福祉法人を設立するというのは簡単なことではございませんし、また造ってもそこに実績がなければまた不安の一つの大きな材料にもなると思っておりますので、しっかりとそういった旨をこの選定委員の皆さんとお話をして、しっかりと条件づけの中で、あと実績と安心があるところをお願いしていきたいと思っております。

もう一つ、やはり実績が必要なのは議会のほうからもありました雇用についてしっかりと保たれるかというのもやはり実績のあるそういった園にお任せをしたほうがいいなというふうにも思っておりますので、その辺はまたご理解をお願いしたいと思いますし、ただ、今ここで選定する中で、こういうふうなラインをつけますとかというのはまた特別委員会のほうでしっかりと皆様のご意見をお伺いしますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 副町長。

○副町長（山口 真君） 東幼稚園の80名というふうに考えております。議員おっしゃるように、なかよし100名、そして木の下のところ、こちらの言っていますのは150名規模の120名というような言い方を今しておりますけれども、その必要な定数につきましては、これも特別委員会等々で協議をしていきたいなというふうに思っていますし、今現在もよしの園とか、御陵幼稚園等にも松岡地区の人がお世話になっているという状況もございます。そういったことも踏まえながら、今後、いろいろ検討をしてみたいと思っています。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨日も答弁、一般質問でありました。西エリアの人口の増というのがやっぱり予想されてきております。これも最初から申し上げてますとおり、150人規模で120人の定員。ただ、これはその西エリアの人口が増えてきたり、人口というのは大きく変わるときがあります。そのときにはまた議会に相談しながら、定数を少しふやさせる。これはそのエリアの皆さんの利便性のため、昨日も議員の中からもそういったご提案もございましたので、その辺は柔軟に対応していきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、東幼稚園については80名の定員にして、一部、増設するんだという話です。せめてその構想ぐらいはどこに何を建てるかというのは言葉で東の端に増築するんだと言ったって、あそこに地面あったかなって僕は思うんで、その略図的な構想ぐらいはやっぱり示してもらわないと判断することも難しいんでないか。ただ、初めに十分そこを論議してない。

あと、新園について120の定員で150名の規模だというんですが、それは余り大きいのはまずいっていうことを行政がこれまで言ってるんで、緩衝帯のように使うつもりでいるっていうんなら、それはちょっと違うんじゃないか。やはり十分構想についてはまだ論議されてないんじゃないか。

僕が言ってますように、例えば本当にゼロ歳児とか、1歳児なんかが増えてきて対応し切れないんやったら、乳児園というやり方もありますよ。そういうようなのは行政でやれば一つの園を造るのとは違って、それほど大きい施設でなくてもそれらへの対応はできるわけですから、そういう緊急避難的なことも含めて、ある意味、この数字では十分論議されている結果にはなってないですね。そこは認めてきちっと進めるべきでないかということをごひ考えるべきやと思いま

す。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） さっき金元議員もおっしゃったとおり、急に例えばゼロ歳児を受け入れなければならなくなった。西幼稚園はプレハブで運営をしている。こういういろいろな人口増とか、そういったことの対応のために150人規模の園を造らせてください。

ただ、スタートは120人です。それはやはり人口が増えたときのためにしっかりと対応できる。そのときにあたふたして、また違うところにプレハブを建てるのではせっかくのこの再編の中での意味がなさないところもあると思いますので、ご理解をお願いしたいのと。

もう一つ、乳児園、これについては実は検討しました。ただ、検討した中で物すごく効率がいいのかなと思ってましたが、職員数とか、いろいろな面でやはり各園にゼロ歳児、乳児のそこを見るふうに分散させたほうが、分散とといいますか、全ての園で見たほうが効率とといいますか、いろいろなところでもメリットがあるし、そのまま上に行って、兄弟が一緒に行けたり、いろいろな交流もできるという、教育とといいますか、子どもたちのいろいろな面でもそちらのほうがいいということで、町としては早い段階でその構想というのは選択肢にはないということでした。

そういったことで、議会のほうにはお示しはしませんでしたけど、それはしっかりと町のほうが方針を立てて、建設的にこの2年間かけて説明をしてきた中でこのことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 東幼稚園の定員を80人にする。場所が狭いですからあんまり大きいものはできないと思います。しかし、子どもの数と各園の定数のことを考えると、やっぱり十分論議しておかなければいけないということはあると思うんです。

そこで、一つだけ言いたいのは、答申、よりよい教育環境というんか、幼児教育をするためにというので3歳以上は1クラス20人程度って言ったんですが、これまでちょっと論議の中で示されているのは、3歳児は20人程度というんですか、4歳児、5歳児も1クラス20人程度って僕はあれでは答申には示されていると思っています。それは行政との間でも認識は一致していると思う。そうなってくると、150という別の教室をちゃんと造るのかということも含めて考

えると、民間にそれだけ余裕ある規模をさらに造るというのも問題になる可能性があります。

だから、それをどうするかということをも十分論議されて尽くされての東幼稚園の80名定員ではないのではないか。どう考えても足りません。

さらに、プラスアルファあったときにはどうなるか分からない。具体的に示されてないですね、まだ。そこが僕はやっぱり十分な論議が尽くされてないのか。

そこで定員80人の園としてリフレッシュ工事をして、増築もして、そうするという方向を出すのはいかにも早過ぎないかという私は思いがあるんですが、その辺いかがですか。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 定員につきましては、全協のほうでも成形パターンですかね、いろんな形で出させていただいております。そして、定員数もこちらのほうとしては、松岡小学校区で全体でこんだけの人数があるから、なかよし、新園、東で十分定数はカバーできるという計算をしまして、今回東幼稚園20人定員を増という形で80定員とさせていった経緯でございます。

今金元議員が言ったみたいな形では決してございませんので、ちゃんとうちらとしても調査をされてやった形でございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

○9番（長岡千恵子君） すいません、もたもたしまして。

今の定数の話なんですけれども、この間、私、一般質問させていただいたときに、東園の遊戯室、それから保育室、匍匐室の面積ちょっとお伺いしたんで、今覚えてないんですけれども、それを計算しますと、今の60名でもほぼいっぱいになる定員どおりの、規定どおりの面積しかないような状況になっているんですね。また不足しているところもあるわけなんですけれども、それをさらに80名にするということで、ゼロ歳児はたしか5名の定員だったと思うんですけれども、そうすると1歳以上が75名の定員になるんですけれども、それが待機児童が出た場合の待機児童対策として定員の2割を増加することができるというふうに聞いているんですね。そうなってくると、その80名という定員になると各教室そのものも増築しないといけないような形になるのではないかというふうに考えるんですけれども、そういう点もちゃんとしっかり検討されてのお話ですよ。そこら辺確認させてください。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 2割増というのは、今の施設の面積で国としては待機児童を抑えるために2割増までは入園してもいいという形で待機児童の解消を図っているわけですから、基本はやっぱり定員を超えないような形でしっかりするのが基本だと思います。あくまでも待機児童を解消するために国としては、言い方は悪いんですけど苦肉の策という形で待機児童を出さないような形で対策を取っている形でございます。

○議長（奥野正司君） 長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 永平寺町は待機児童、一応ゼロというふうな形で進めていらっしゃるんですよね。ということは、待機児童対策ではないはずなんですよ。今、再編をするということになりますと、やはり園児1人当たり1.98平方メートルあるいは3.3平方メートルというのは、定員を増やされたときはその面積というのは必ず確保していただかないと、これは再編にならないというふうに思います。そこら辺もしっかり考えていただいての定員80名ということだというふうに解釈したいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 決して2割を増するという形じゃなくて、定員80名で間違いございません。これ以上増やすことはありません。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨日の一般質問のとおりで間違いなく80で問題ありません。

それと、待機児童のお話がありましたが、永平寺町全体ではないんですが、今、松岡地区では自分の行く小学校区でないところへ行っているという事例を解消したい。ある意味、この松岡小学校区ですと、待機児童という言葉がどうか分かりませんが、そういったエリアの小学校区の園に行かせてあげたいという、そういうのは大きな一つの目的ですので、これはもう何度も申し上げています。

ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

上田君。

○2番（上田 誠君） お聞きしたいと思います。

19ページの新園の整備のところであります。プロポーザルをする費用ということで上げてあります。

今のご答弁では、選定委員が決まった時点でいろんな内容を決めていきたい。

また、いろんなことをここで審議したい、それは分かるんですが。でも、ある程度こちらのほうの要望なり、町がある程度のものは当然つくっているんじゃないかなど。その中からそのプロポーザルの審議委員の方々にこの面はもうちょっと改善をどうしていくかという形なので、やはりもうプロポーザルする上においては、町はある程度の大きな原案というのではないですけども、それはいろんな他市町のやつを参考にしながら見ているんじゃないかと思うんですが、その辺りはいつ議会のほうに示していただけるのか。そういうなのもちょっと確認したいのと、例えばいつ頃そのプロポーザルなんかも予定しながらいくのか、そのスケジュールはもしもあつたらお知らせください。内容も含めてちょっと。もしもあれなら後でも資料結構ですが。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 要項につきましては、全協のほうで一度素案みたいな、案みたいな形を出させていただいております。

答弁のほうでも、今回、この新園の選定委員会の承認が認めていただけたら、早急に作成して議会のほうには提案させていただきますという答弁をさせていただいております。

そしてスケジュールのほうですけど、選考委員会の募集を11月から12月に予定しております。そして、来年の2月には業者の選定をという計画で進んでおりますので、今回、この9月議会に承認を受けた後に10月に選考委員会の案をつくって、早急に募集にかかりたいという計画でございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、民営化のこの予算をお認めいただきましてお願いしたいのと、ただ、プロポーザル開くまでにはしっかりと議会のほうには、こういうふうな要項でやります。また、皆さんの意見を聞かせていただきましてやりますし、これまで聞かせていただいた案件も今のうちから盛り込める。先ほどもやっぱりしっかりした事業者がという声もございましたので、そこは町が、例えば何年以上、どれぐらいの園の実績があるとかというのもまた見ていただいて、それではちょっとハードルが高いんじゃないとか、もうちょっとハードルを高くしたほうがいいのか、いろいろな案件。

これもまた、この前、高浜町の案件もお示ししましたし、また皆さん、近隣の市町のを取り寄せていただいて、それとまたうちの内容とかも比べていただいて、またいろいろなご提案、ご意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願

したいと思います。

まずは特別委員会に皆さんのお声を聞かせていただいてからプロポーザルのほうへしっかりと建設的に進めていきたい。この予算をお認めいただいてからというのが大前提になりますが、そういうふうにしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 同じく東幼稚園のリフレッシュ工事の件ですけれども、る一般質問等でもさせていただいているんですが、きちっと経過を少し確認をさせていただきたいんです。

我々というか、私も含めて何人かは、このリフレッシュ工事、1年前倒しやというふうに思っております。というのは、遡りますと……。

その前に、議会に具体的な再編計画を示されたのは答申が出てからの後です。そして、議会で協議をさせていただいているのは、この案件がテーマとして全協に出されたのは、私が特別委員会も含めて数えますと15回だったと、昨日確認したら15回でした。ですから、四十何回というのは、検討委員会のことから始まっていることですから、具体的な再編計画は、議会に示されたのは15回。しかも全協で集中審議って書かれておりましたけれども、集中審議というのは、ある意味この再編計画についてを一つのテーマとしてずっと集中審議、全協でやっているということだと思っています。ただ、町のほうの資料を見ますと、集中審議って書いてあるのは幾つかのテーマの中に入っているという、全協でこの件を出されたのは15回というふうに私は数えているんです。それは経過を見ますとそうなんです。

ただ、3月27日に最初出されているのが、令和4年の4月に小学校区の4園の再編と今まで決まっている2つのこと、4つを3つに、そして新園を清流地区にというのを確認しました。そして、町が出されているのが幾つかの案がありまして、特に東園をリフレッシュして、新園は民間でというのが出されました。これが令和4年4月に開園やということだったと思います。

そしてその後、4月10日に出されたのが、新園の開園時期は令和5年4月1日を目指すと。そしてもう一つは、令和5年4月から松岡小学校区は3園体制をするというふうに資料としては出てきております。ですから、この時点で再編、いわゆる4園を3園にしてスタートするというのは令和5年4月からやというふ

うに解釈をされていまして。そう我々も説明を聞いておりました。ですから、そういう意味では1年前倒しでしょうということでもあります。

また、町の広報、6月の広報にも令和5年4月に松岡小学校区3園体制とするというふうに書かれています。ですから、1年前倒しじゃないですかということをお我々は言っております。

町長、ちょっと説明がうまくいってなかったということもあたりとか、副町長とこの間話したときには、いや、東園のことについては何も期日は言ってないとかというふうに言われておりますが、ただ、再編計画の中にある東園ですから、それは令和5年4月から3園体制としますよということですから、それは1年前倒しじゃないですかということが一つです。

それと、前倒しになった理由ということで聞いていますのは、たしか説明会等で保護者から要望がそろったということだったろうと思いますが。ただ、今まで町の保護者への説明の報告の中に、質疑とかそういう要望とかあった。そこには東園の零歳児の保育を早くやってほしいというところの記述は、私が見る限り出てきてないんですね。

ですから、一体どの場面でそういうような保護者からの要望をいただいたのかというのをお聞きしたいのと、そのことが多分7月の全協だったと思うんですけど、いつか忘れちゃったけど、説明会に入るという前だったと思うんですよ。それを受けて私が各園に説明会とか町民説明会は必要じゃないですかと言ったときに初めて9月の補正で東園のリフレッシュをというふうに出てきたと思う。

ただ、その零歳児保育、町長がよく言っています松岡小学校区内に住んでいる方でもほかのところへ行っているというのは、多分、零歳児の受入れの受皿が今、なかよしと西幼稚園では受皿が少ないから行かざるを得ないという話だったと思います。そのことは、ある意味、再編とはまた違う話ではないかなと。現状の課題としてはそこがあるんだろうと思いますけれども。

そうしますと、先ほど初めて出てきました乳児園のことも検討してきたんやという話が初めて出てきたんですけども、それらの検討も議会としてもさせてほしかったなというふうに思っております。

私の認識ではそういうような今までの経過の流れだと思うんですけども、これについては何かありますか。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、乳児園につきまして、議会もと言われましたけれども、

この長い間、議会の中からもし提案があったらそれをのせてやることはあったと思いますが、ここに来て今それをと言われても、町としましてもさきの段階では、これはちょっとテーブルから下ろそうということになりましたので、ご理解をお願いしたいなと思います。

そして、東幼稚園、4月と言って、この前、いろいろな思い違い、手違いがあったことは本当に深くおわびを申し上げます。

まず、東園を町としましては、ぜひ令和4年からということです。まず、東園は残すというそういった中で、東園は開設ではなしに、もう開設されているということもご理解をお願い。そこを一日も早くリフレッシュして、快適な環境で子どもたちに過ごしていただきたいという思いもあります。

それともう一つ、議会のほうから東園は大丈夫なのか、人がいなくなってしまうんじゃないか、みんな西の園に来てがらがらになってまうんではないかという心配もいただきました。ただ、そのときの答弁は、ゼロ歳児の受入れがしてないんで、本当は東に預けたい親御さんも、近隣の違う園でゼロ歳から預けて、そのまま卒園を迎えるということもありましたので、ある意味、東園に近隣の皆さんが一日も早く来て、この松岡エリアの子どもたちがバランスよく入っていただく。皆さんが懸案しています。やっぱり私立の新しい園ができると、そっちに殺到してしまうんでないかという心配の一つの解決策にもなるのかなというふうな思いもございます。

また、ちょっとアンケートについては子育て支援課からどういった声があったのかお話ししますが、そういった意味でいろいろな行き違いはありましたが、まず今まで議論してきた松岡エリアでの幼稚園の在り方、そしてそこに通う子どもたち、保護者の点、そういった視点で考えた中では、やはり令和4年4月に東を改修して、ゼロ歳児受入れを進めさせていただいて、次の令和5年4月1日には清流地区の新園が開設しまして、そこには皆さんも人気も殺到するのではないかというご意見もいただいておりますが、しっかりと東エリアでは受皿をつくった後に、新園で進めるほうが自然な流れではないかなと思いますし、住民、またそこを利用する皆さんにとってもそれがベターではないのかなというふうに思います。

行き違いがあった点については、深くおわびをします。ただ、限られた時間の中でスケジュールどおりに、それは決して役場のスケジュールではなしに、松岡地区の子どもたちの幸せのためにやっていますので、ご理解をよろしく願ひし

ます。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 回数につきましては、15回っておっしゃっていただんですけど、こっちは16回という把握をしておりますので、特別委員会、集中16回。15回じゃなくて16回と。

○4番（金元直栄君） 四十何回ではないということでしょう。

○子育て支援課長（島田通正君） はい。43回というのは、視察とかいろんな形で、アンケートとか全て合わせて43回で。

○4番（金元直栄君） 検討委員会も含めて。

○子育て支援課長（島田通正君） 検討委員会と全協合わせて16回という。

○（君） 一般質問。

○子育て支援課長（島田通正君） 一般質問はそこには入ってません。

○（君） あと18足す。

○子育て支援課長（島田通正君） 18足すと。

○（君） 今回。

○子育て支援課長（島田通正君） 今回も足すとさらに。

○（君） 東幼稚園 声があったかという。

○子育て支援課長（島田通正君） 東幼稚園のゼロ歳児受入れにつきましては、昨日の答弁でお答えさせていただいているんですけど、こちらから説明会が終わった後に保護者の方にあえて意見を聞きに行っています。どうでした、何か言いたいこと、何か聞きたいことありますかといった形で、そういった形でゼロ歳児ないからやっぱりあったほうがいいというご意見があったということでお伝えをさせていただいております。

○議長（奥野正司君） 滝波さんの質問ですが、今、議案38号の内容に沿って質疑を行っていただきたいと思いますが、過去に行った……。

○5番（滝波登喜男君） 関係してますって。

○議長（奥野正司君） 全協での集中審議等々の中身をまた遡ってやりますと、堂々巡りになりますので、この議案38号の補正予算に沿った質疑をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 16回ということは確認をさせていただきました。最初、

四十何回というのは、ある意味16回で全協やりましたけれども、その課題について集中していたというのはもうちょっと少なかったと思います。

そこで、令和2年の3月に出されてきたときに、令和4年4月から開園したいと。そして、東園のところには現状を見て、いわゆる入園者数を見て、その後、他の園と統合というふうな記述がついていましたので、議会としては将来2園になってまうのは大変やということで、また行政と協議をし、行政のほうが、それでは東園をきちっとリフレッシュしてやっていきたいと思いますという流れで変更していったということだろうと思います。

そのときにも3園は令和5年4月からというふうには言うておりましたので、我々はそのつもりでいたということ、先ほど行き違いということもありますけれども、我々はそう確認をしていました。その中で今回出てきたということなので、ある意味非常に驚いているのと、それと場所の調査も依頼をかけました。

一番肝腎なところは、園児にとって大丈夫な施設をきちっと造るということだろうと思います。そのために調査もお願いをいたしましたし、先ほど定数もいろいろほかの議員も含めて聞いているのは、やはり無理なくきちっとゆとりのある施設を造ってほしいという思いからだろうと思います。

ただ、今仮に1億5,000万おおよそかかるというようなことも今の答弁の中で聞いておりますけれども、擁壁の調査をやって、もしもそれに対してまた大きな支出があるということになったら、かなり2億に近いような金額になってしまうと。そういった場合に、このリフレッシュ工事ということ、これを逆に新園ということで、この場所であるということになるんだろうと思いますけれども、土地がないとおっしゃいますから。ということの考え方も将来的には、場合によってはあり得るというふうには考えているのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、議会、これまでいろいろ議論していただいた中で、議会でも方針を出していただいていますのが、清流地区のあそこで1園を建てる。それと、この松岡地区は3園体制でいくということは、もう皆さんと共有をさせていただいております。この中でいろいろなことを進めさせていただいております。

今、診断のお話もいただきました。まず、これも何度も申し上げますとおり、目視の段階ではいいだろうと。今までの経緯、図面。ただ、本当に私たちもしっかりと調査して、万全の中でやっていきたいという思いもありますので、今

回の調査の結果をしっかりと受け止めなければいけないなと思います。

その中で、その調査で明らかにこれはやっぱり駄目だなといった場合は、今、滝波議員のおっしゃられたようなことも一つ考えなければいけないのかなとも思いますけど、ただ、新築ではなしに耐震といいますか増強、養生……。がちっと補強をして対応できるとか、その時々調査結果にもよると思います。そこはしっかり調査結果が出て、それを踏まえてやっていくことは大事だなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） もう一つ懸念する材料が今回の地震だったと思います。あれで唯一、本町の公的な施設で被害があったというのは東幼稚園です。そのことを考えますと、築40年を過ぎている施設で、果たしてこの1億5,000万かけてリフレッシュしたとしても、本当にあの施設が大丈夫なのか。擁壁の問題もありますけれども、施設自体が大丈夫なのかどうかというのも非常に懸念する点であります。

そのことを考えると、ある意味新しいものを造るという発想もあり得るんじゃないかなと思っております。擁壁の部分、そして園舎の部分、2つの要因がありますから、ここは十分考えるべきではないかな。これは将来にわたってということです。

それともう1点だけ、新園のことでプロポーザルのことがありました。

先ほど金元議員の質問の中で、課長は選定委員会で町内でもできるような福祉施設があるかどうかも考えてみていただきたいというような話もちらっと答弁されたんですが、本来、選定委員会というのは2回ですよ、開催予定は。その中でプロポーザルがあった後にするんですか。それとも募集要項も含めて1回審議、そしてプロポーザルが出てきてから審査をするのでしょうか。

それともう1点、これは特別委員会でも大分皆さんからお話をしています。要は民間園の保育士の待遇、処遇について、これについてなかなか多分募集要項の中では示されないと思うんですけど、具体的にこの場でそういう点はどのように民間園を採用する際に、その確認をしていく手だてをどのように考えているのか。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） まず、新園での保育士の待遇ですけど、プロポで業者がプロポの面接みたいな形を受けたときに、そういった選考委員会の方が直接その事業者に聞いていただければいいと思っております。直接、保育士の改善と

か保育士の待遇のことを聞いていただければいいと思っています。直接その業者に質問を投げかけてくれればいいと思っています。

一番最初の町内での社会福祉法人とかという検討もと、私はそういうことを言わなくて、その検討委員会の中で宗教法人、学校法人とかの検討をしていただければいいってお答えしてまして、町内の社会福祉法人ということは回答はしておりません。

○5番（滝波登喜男君） 選定委員会と検討委員会。

○子育て支援課長（島田通正君） 検討委員会のことですが、まず検討はプロポをする前にまずやはり検討委員会を開いてもらって、その要項とかを審議していただきます。その後プロポを行って業者の選定という形になると思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほどの擁壁の話にちょっと戻りますけど、診断がもし悪かった場合、ないことを願っていますが、悪かった場合は新築でも改築でも補強しなければいけないので、それについてはどちらも同じ予算になるのかなというのをご理解をお願いしたいのと。

もう一つ、皆さん、私立園の待遇は悪いという前提でお話をされておりますが、私立の園、皆さん本当に一生懸命、永平寺町に今ごさいませんが、いろんな福祉法人、そういった中でいろんなところでしっかりやられています。公立に負けず、そこで働いている皆さんは一生懸命働いていますし、そこを運営している皆さんもしっかりとした待遇を、限りなく公に近い施設ですので、民間といえども。そういったなかではしっかりされているのかなと思います。

今ありましたようにプロポーザルの中で、そこで議会のほうからも入っていただきたいのを議長にはお願いしております。そこで、来られた業者さんの待遇であったり、どういうふうな給料体系であったり、そういったことは質問をしていただければいいかなとも思いますので、その点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では次に、農林課関係、20ページ、21ページを行います。  
農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課関係の補正予算の説明をさせていただきます。

きます。

20ページ、左側をお願いいたします。

農業振興事務諸経費、補正額300万円でございますが、これは地産地消支援事業補助金でございます。当初予算200万持ってございましたので、今回500万にするというものでございます。これはある意味、新型コロナウイルス感染対策の一環でございまして、町内に在住しております方が農作物とか加工品を直売所、道の駅等に出荷している方に対しまして2%の補助をしておりますが、コロナの影響で外出自粛であるとか一時閉店ということもございまして、特に1月から3月の売上げが大きく落ち込んだということで、過去3年の1月－3月を比べますと約300万ほど減額したということでございます。この減額分を補うために、今年度限り2%から5%に引き上げることによって、平年並みの支援を確保しようというものでございます。

それから、右側をお願いします。

県単土地改良事業、補正額500万円でございます。これは近年、本町の県単事業の採択枠が2本分、約1,000万ということで、当初予算では1,000万計上してございましたが、令和2年度の県の予算が増額されまして、県からの内示額が3本分、1,500万であったために、不足分の500万円を増額補正するものでございます。歳入につきましては、県補助金2分の1、250万を受ける予定をしております。

続きまして、21ページをお願いします。

災害復旧費、補正額1,531万円でございます。これは令和2年6月14日から15日にかけて、梅雨前線の豪雨によりまして被災しました林道2か所、これが国の災害復旧の採択要件に乗れましたので、今回これに係ります測量設計業務並びに復旧工事を計上するものでございます。ちなみに被災場所は、林道山王本線、それから広域林道大仏線の2本でございます。

なお、歳入につきましては工事分のみでございますが、山王本線は60%、大仏線は65%ということで、国庫分を予定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 20ページの農林水産費のいわゆる売上減少に伴う支援とい

うことで2%を5%にということですが、現実的に出荷者の状況なんかはあんまり届いてないんですね。聞こえてない。つかんでいるところもありますけど、例えばタマネギなんかは本当に大変な状況やったというのは聞いていますし、米なんかも下落傾向にある。特に玉物——玉物というのはウリとか南京なんかも含めてですが、カボチャ。なかなか止まらずに、ツルが枯れたり、取れなかったということで、出荷そのものが減っているというのが私らもつかんでいるんですが、現実的にはどういう状況なのかというのは、どこかでやっぱり報告、これは資料でもいいですからあるといいなと思っています。

その一つのバロメーターが、れんげの里の売上げの状況にもなると思うんですけども、実際どうなのでしょう。県外から仕入れているのも合わせての売上げでもいいですし、町内の産品だけの売上げの区別もしてある、何か示していただくとうれしい。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） これはコロナウイルス対策ということで計上しておりますが、毎週、災害対策本部がありまして、その都度、農協さん、それから森林組合さん、それから漁協さんのほうに確認をしてございましたが、正直言いましてコロナウイルス対策といたしますが、コロナの影響はほとんどなかったということでございます。

今、議員さんおっしゃるとおり、野菜の影響でございますが、正直言いまして6月から7月にかけての長雨、これによって非常に不作だったというふうに聞いてございます。ただ、タマネギについては前年比でいいますと13%の減ではございましたが、これ全国的に品不足だということで、正直中京圏のほうに高く買ってもらえたということで平年並みの価格は確保できたということでございます。

それから、ニンニク、これについても前年比でいいますと15%減だということでございますが、売上げについては6%減にとどまったというふうに聞いております。ニンニクは15%の減でしたが、売上げについては6%の減で済んだということでございます。

それから、スイートコーンでございますが、これまだちょっと不確定ではございますが、面積については若干3.7から4.04ヘクタールに増やしてございますが、これも影響を受けているようでございます。生産量的には6%の減だということでございますが、ちょっと不確定なのでまた確定した時点でご報告した

いと思います。

それから、れんげの里の出荷組合の登録者数、これは172名、それから道の駅の出荷組合の登録者数が49名、合わせまして221名と、毎年若干ずつ増えているということでございます。

それから、1月から3月までは大体15%の減で来ていましたが、4月に入りまして外食ができないということで徐々に上がっていきまして、4月から6月の売上げは4.8%の増だというふうに聞いております。

また、これ3か月単位になりますので、7、8、9月の分がまだ上がってきておりませんので、現状はそういうことでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 売上げの影響はあまりなかった。むしろプラスになったところもあったというんですが、例えば米の下落とかタマネギなんかも一時期はダブついて安かったんですね。これは外食産業がやっぱり使わなくなって、いわゆるコロナの影響で価格変動があった。天候のやつはその後についてきた問題ですから、それは取れなかったとかというのはそういう問題ですけど、現実的にはコロナ禍の中であんまりいい値がつかなかったというのがあったわけですね。

そういう意味では、こういう支援も含めてそういう数字を的確につかんで、的確な対応をお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、商工観光課関係、22ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） それでは、商工観光課関係の補正予算の説明をさせていただきます。

22ページをお願いいたします。

商工費、商工費の新型コロナウイルス対策事業といたしまして、補正総額5,107万2,000円でございます。

事業内容でございますけれども、まず1つ目としまして、まちむら交流・マイクローリズムキャンペーン事業ということで補正予算を組まさせていただきました。

この事業、嶺北、嶺南合わせまして8町ございますけれども、そのうち4町を巡って1,000円以上のお買物とかしたことをレシートを貼って町村会のほうに応募していただくということで、その場合に各町村1,500円相当分の商品をプレゼントしますよといったものでございます。

事業実施期間が、8月1日から11月30日となっております。応募期間が9月1日から12月21日までとなっておりますけれども、9月1日現在で1,057件という申込みがございました。申込受付日にもう予定を到達してしまったということもございまして、町村会からもやはり今後、もう少し数を増やしたいということで要請がございました。一応先着1,000名様につきましてはこれまでどおり発送すると。ただ今後、受付期間の12月21日までの間に1,000件を超えた場合には抽せんで1,000件の方に応募するといったことで、またこれ今回、9月補正させていただくんですけれども、また12月なりに補正予算組ませていただくことがあろうかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。その際に、今の通信運搬費とかそういったものも確定してくると思っておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目でございます。安全対策事業補助金ということで1,127万2,000円のほう性をお願いするものでございます。

これは何かと申しますと、コロナ禍の中、やはり永平寺町全体で安心・安全宣言をしていただきたいということで、例えばこうしたアクリル板であるとか、いろんな消耗品であるとか、そういったものについて購入されたものを町として補助していきたいということで、金額的に5万円を限度として200事業所分を見させていただきました。

ここに実は3分の2補助と書いてあるんですけれども、実は9月4日に県の補正予算の発表がございました。その中で、県の予算でうちと同じように事業がございまして、上限10万円、下限5万円というふうな内容の補助金の要項が出てまいりました。逆に言うと下限5万円ということは、5分の4ですから6万2,500円以上の対策費を講じなかった場合には駄目だということでございます。6万2,500円掛ける5分の4が5万円と。逆に言うと、県が上限10万円ですから、一応6万2,500円を超えるものについては県の補助対象になると。で、10万円までと。その代わりに、今の6万2,500円以下については全部町の対象になるといったことなので、いいか悪いかちょっと分からないんですけれども、一応そういう県の補助要項が参りましたので、この補助率につきまして3

分の2というところから県と合わせて5分の4というものにさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

あと、事務費といたしましては、いわゆる安心・安全宣言していただく店に対してステッカーを貼っていただくと。そのステッカー制作費であるとか、あと食品関係等、安心・安全宣言していただいたお店には食品衛生指導員等の派遣を予定してございます。こうした指導員の巡回の費用。また、こうした事業、一応商工会のほうにいろんな事務をしていただきますので、そうしたパートさん等の賃金といったものを合わせまして事務費を持っているものでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染対策利子補給金ということで3,730万の補正を組まさせていただきました。

実は、この金額でございますけれども、先月、8月のお盆、10日前後の数字でございますけれども、セーフティネット4号、5号という申請がございまして、今、そうしたものに基きまして、福井県新型コロナウイルス感染症対応資金というものに対しまして92件の申請がございまして、これは融資限度額が4,000万円でございます。福井県経営安定資金新型コロナ対策分といたしまして9件の申請がございまして、計101件。ただ、今、セーフティネット申請が9月30日から12月いっぱいまでの期間に延長されます。これによりまして、また申請される数は若干変わってくると思うんですけれども、今、町といたしましては、このコロナウイルス対策につきまして、いわゆる経営安定資金については3年間の補給、新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては実は3年目までは国が全額利子補給すると。町は4年目、5年目の利子を補給するといった形なので、こうした将来的な基金を蓄えておく必要がございますので、後でまた提出させていただきました基金条例というものを制定させていただきたいと考えてございます。

それと、ここに書いてございます補助金でつなぎ融資資金と申しますのは、このセーフティネットの認定を受けまして、いわゆる経営安定資金とかコロナ対応分とかの資金融資受けるためには大体1か月から2か月近くかかってしまうと。そうすると、どうしても緊急の費用が欲しいといった方については、銀行のつなぎ融資を受けて、こうした経営安定資金につなげるといったもので、今回の場合につきましては、このつなぎ融資資金ということでつなぎのための費用も支出させていただきたいということで予算を組まさせていただきましたものでございます。

一応以上、商工観光課としては3つの事業に対しまして補正をお願いするもの

でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、建設課関係、23ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 23ページ、お願いします。

地域をつなぐ環境づくり事業であります。これは財源組替えのため特に補足説明はございません。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、上下水道課関係、24ページを行います。

補足説明があれば説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上下水道課関係の補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書24ページ、左側をお願いいたします。

上水道事業負担金、補正額3,500万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として、上水道料金の基本料金とメーター貸付料を減免する取組をさらに4か月間延長するための費用でございます。

次に、24ページ、右側をお願いいたします。

下水道事業会計繰出金、補正額907万3,000円につきましては、下水道事業特別会計の9月補正の財源として、一般会計から繰出金を計上するものでございます。

以上、上下水道課関係の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 質疑がないようです。

ここいらで暫時休憩をいたしたいと思います。

暫時休憩します。

再開を14時40分からといたします。

(午後 2時29分 休憩)

---

(午後 2時40分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、永平寺支所関係、25ページを行います。

補足説明を求めます。

支所長。

○上志比支所長(歸山英孝君) それでは、永平寺支所関係の補正予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算説明資料25ページをお願いいたします。

老人クラブ運営事業、老人クラブ補助金77万6,000円の減額でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために永平寺町健康長寿クラブ連合会や各地区健康長寿クラブの各種行事を自粛したことによる減額でございます。健康長寿クラブ連合会や各地区クラブが上半期、8月31日までに自粛した13の行事について、前年度支出額をベースに積み上げにより算出したものでございます。

減額に当たりましては、連合会、各地区クラブの会長など代表者の方に諮りましたが、コロナ対策で行政も不測の資金が必要な時期であるので、減額もやむを得ないというような結論に達したところでございます。

以上、永平寺支所関係の補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) なければ次に、会計課関係、26ページを行います。

補足説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（酒井宏明君） それでは、会計課関係の補足説明を申し上げます。

補正予算説明書26ページをお願いいたします。

補正額252万6,000円をお願いするものでございます。補正理由といたしまして、新型コロナウイルス感染対策としまして、また住民等へのキャッシュレス化の普及推進と支払い手段の多様化に対応するためにキャッシュレス決済の導入の費用を計上させていただきました。

内容といたしまして、役務費、手数料としまして、証明書等の発行手数料の約1割、それを見込みまして6万円掛ける3.74%、こちらがキャッシュレス業者のほうに支払う手数料となります。プラス220円となっておりますけれども、こちらのほうはキャッシュレス業者のほうに振り込まれましたお金を役場のほうに振込するための手数料となります。それを4か月分ということで1万円ということ です。

使用料及び賃借料のほうでございまして、システムの保守・利用料としまして4か月分で21万6,000円。

備品購入費としまして、このPOSレジ・キャッシュレス端末機器等購入代と書いてありますけど、1セットとなりまして、1セット当たり46万円掛ける5台分ということで230万円ということでございます。設置場所としましては、本庁で3台、各支所に1台ずつとなります。使用できるキャッシュレス決済につきましては、クレジットカード、電子マネー、QRコード等、主なところは使用できるようになります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、学校教育課関係、27ページから29ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管の9月補正につきまして補足説明をさせていただきます。

27ページ、左側でございます。

教育資金支援事業36万5,000円の増額でございます。この事業につきま

しては、高校生、大学生などの保護者に対する支援といたしましてこれまで行ってきた事業でございますが、新型コロナウイルス感染症に関連する支援の一つといたしまして、支給率を従来の1%から2%に拡充したことに伴い、不足する金額を計上するものです。金額の根拠でございますが、補正予算を計上した時点での申請が13件で59万3,000円でございます。これに、その後の見込みということで5件、23万円を見込みまして、そこから当初予算の45万8,000円を減じました36万5,000円の計上をさせていただきました。

同じく、27ページ、右側、新型コロナウイルス感染症対策事業1,320万2,000円でございます。この事業につきましては、町内の小中学校におけるコロナ対策の充実のために必要となる消耗品や工事、備品など物的な整備に係る費用を計上するものでございます。

主な内容といたしましては、消毒用のアルコールやマスク、石けんなど消耗品の購入。

工事請負費でございますけれども、吉野小学校と御陵小学校におきまして保健室での外線の通話及び職員室から保健室への電話の転送などを可能にするための電話機の入替え及び志比北小学校におきましては現在回線が一つしかございませんので、外部との連絡のための回線を増設するものの工事でございます。

備品購入費のほうでは、遠隔の授業とか会議に使用するノートパソコン、非接触型の消毒液噴霧器、保護者や地域の方の出席を伴う行事などで使用するサーモグラフィと換気のための大型の扇風機等を購入いたします。

続きまして、28ページ、左側及び29ページの左側ですけれども、28ページは小学校、29ページは中学校の学校運営諸経費です。小学校は15万1,000円、29ページの中学校は8万4,000円の財源組替えでございます。これにつきましては、マスクや消毒液などそれまで買ったものも含めてですけれども、そういう感染症対策に必要な保健衛生品の購入に対しまして、今年度新たにコロナ関連ということで国庫補助事業ができましたので、その補助金分を一般財源のほうから組み替えるものでございます。

28ページ、右側でございます。

小学校会計年度任用職員給36万7,000円の財源組替えでございます。今年度から小学校に医療的なケアが必要な子が入学してきたということで、会計年度任用職員で看護師を雇用しておりますけれども、これに対しまして国から補助金の交付が決定いたしましたので、これを一般財源から組み替えるものでござい

ます。

29ページ、右側です。

楽しいおいしい給食事業37万5,000円の財源組替えでございますが、3月、学校の臨時休業に伴う突然のキャンセルによるパンと牛乳ですけれども、キャンセル料が発生いたしましたので、これに対する国庫補助事業も新しく創設されたということで、これを一般財源のほうから組み替えするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 確認します。

27ページのコロナ対策費、特に備品購入費については、全校分、それぞれ設置するというのでいいんでしょうか。ノートパソコンあるいは体温計のカメラとか。

お願いします。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） これ、備品も消耗品も一緒なんですけれども、こちらから各学校に割り当てといたしますか、みんなの学校にこんだけずつ置いてくださいというものと、学校からの希望で配分するものもございます。

今の備品でいきますと、ノートパソコンとかサーモグラフィーと、あと噴霧器ですね、消毒液のディスペンサー、これにつきましては全校に渡ります。あとは希望してきた学校ということで。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、生涯学習課関係、30ページから34ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係の補正予算についてご説明をいたします。

説明書30ページ、左側をお願いいたします。

社会教育総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、松岡公民館トイレ改修工事863万5,000円を計上させていただきました。今回の工事につきましては、松岡公民館が避難所になっていること。また、2階の多目的ルームという新しい部屋の利用が特に多く、また特に高齢者の方の利用率が高いということもありまして、2階のトイレを改修させていただきたいというふうな思いを持っております。2階には、多目的トイレとして洋式便器が1個ございますけれども、男子・女子トイレにはそれぞれ洋式便器がない状態でございます。全て洋式に入れ替える。あわせて、便座除菌クリーナーを設置します。男性トイレですけれども、小便器につきましてもセンサーによる自動洗浄、また手洗いの自動水栓、電灯の自動点灯など、各所への接触が少なくなるような配慮も行います。また、その他段差の解消など、全体的に大きく改修をすることにしております。

なお、3階、4階のトイレにつきましては、男女それぞれ1か所ずつ洋式があるというふうな状態でございます。

右側へ移ります。

社会教育総務諸経費、補正額233万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、愛知県で開催予定でありました東海北陸社会教育研究大会が中止となったことから、その参加旅費7万7,000円、参加負担金9,000円を減額いたします。

また、10月31日、11月1日に予定しておりました町文化祭についても中止といたしましたので、その開催費用となる実行委員会補助金220万円を減額いたします。

また、あすの福井県を創る協会が、所期の目的を達したとして6月をもって解散をしました。今年度の負担金5万2,000円が不要となりましたので減額を併せて行いたいということでございます。

31ページをお願いいたします。

左側、公民館運営諸経費7万7,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となりました公民館関係の研修会2件につき、その参加負担金分を減額するものです。

右側、文化財保護事務諸経費につきましては、文化財関係の看板3件について修繕をさせていただきたいと思っております。お館の樁の看板については、看板自体が斜めに傾いており、積雪などにて倒壊も予想され、ツバキの木に損傷を与えかね

ないというふうな状態でございますので補強したいと思っております。蔵王山看板につきましては、上吉野地区からの要望もあり、案内表示内容を変更いたします。手繰ケ城古墳看板については、老朽化による修繕や入替えを行います。既設の一般修繕料5万円にて不足する額6万8,000円について増額をお願いするものです。

また、試掘調査業務委託料につきましては、開発行為が遺跡等の包蔵地に該当し、試掘調査が必要となった場合に、重機と借り上げを含め作業を委託するものでございますが、当初予算では2件分を見込んでおりました。想定を上回る案件が見込まれ、その内容や規模を勘案した結果、不足となる29万2,000円を増額するものでございます。

また、松平昌勝公顕彰会活動助成金につきましては、同会の活動の中心である8月27、28日の御像祭も新型コロナウイルス感染防止の観点から関連事業を中止といたしましたので、本年度の助成金申請を見送ったということで減額とさせていただきます。

32ページ、左側をお願いいたします。

資料館施設管理諸経費14万8,000円の増額につきましては、四季の森文化館内におきまして漏水が認められるため、その修繕を行うことによります。

33ページ、左側をお願いいたします。

文化会館運営諸経費55万8,000円につきましては、12月6日に予定しておりました文化芸術振興事業について、新型コロナウイルス感染防止の観点から今年度は開催を見送ったため、その必要経費について全て減額させていただきました。

なお、今年度は全国自治振興センターの宝くじ文化公演事業に採択をされ、森本レオ音楽付朗読会を予定しておりました。来年度に見送りをしたいというふうに思っております。

32ページ、右側にお戻りください。

今ほど説明しました文化振興事業チケット売上げを歳入にも上げておりましたが、この文化会館施設管理諸経費の財源としておりましたので、開催中止ということで財源組替えをさせていただきました。

33ページ、右側をお願いいたします。

保健体育総務諸経費につきましては、まず東京2020オリンピック・パラリンピックの中止に当たり、聖火リレー等の関連イベントも中止となったことから、

県実行委員会への負担金225万2,000円をはじめ本町で予定していた各種関連行事も中止したことから、必要経費を全て減額しております。

また、松岡地区、永平寺地区、上志比地区でそれぞれ予定しておりました体育祭についても、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となりましたので、開催助成金であります252万円を全て減額いたしました。

よって、合計で535万7,000円の減額となったところでございます。

34ページをお願いいたします。

体育施設管理諸経費505万3,000円の減額につきましては、町内7小学校での夏休み期間中のプール開放について、これも新型コロナウイルス感染防止の観点から開放中止いたしましたので、保険料及び監視員委託料を減額とさせていただきます。

以上、生涯学習課の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

酒井君。

○12番（酒井秀和君） 30ページ、右側の社会教育総務諸経費の中で、文化祭実行委員会の補助金が減額になっているんですけども、スポーツ関係はこのコロナ禍でも徐々に開催をされるようになってはいるんですが、文化、芸術に関してはなかなか今、成果、やったりしていると思うんですけど、練習とかしていると思うんですけども、そこを見せる機会がほとんどないという状況で、ぜひ私としては何らかの形でお披露目する場を町民の皆さんに与えていただきたいと思うんですが、その辺りでこの文化祭自体は行えないんですが、何かほかの事業を考えているということがございましたらお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 直接町の事業というわけではございませんが、事務局を預かっております文化協会のほうでは加盟している団体の皆さんに呼びかけて、それぞれの団体の紹介、活動であるとか発表であるとかをケーブルテレビで放送しませんかというふうな、そういうふうな事業を協会内で今進めているところです。当然、団体によっては今年度は怖いので活動しませんとか、そういう活動はご遠慮しますというところもあります。手を挙げているところもあるということでございます。

その他のことにつきましては、また今後課内でも検討を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 33ページなんですけれども、左側のほうで文化芸術振興事業の中止ということで皆減というお話なんです、これは中止ということなんですけれども、今年度中にこれ代わるような文化芸術振興事業というのは開催はご予定ありますか。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 今のところは考えておりません。

○議長（奥野正司君） 酒井君。

○11番（酒井和美君） このコロナ禍の中で舞台芸術関係者の方というのも非常に苦戦されているという、お仕事がなくなってしまって生活に困っている方も多いということで、県内のほうでもそういう舞台芸術関係の方が集まって、そういう関係する皆さんにヒアリングを行って県に意見書みたいなものを出されたように思うんですけれども、そういうお困りの方もいらっしゃるという状況の中では、例えば外部、都会からの、都市部からの人を招いて何かを開催するというのは難しくても、地元の方、町内の音楽教室の先生ですとか、そういった方のコンサート、ミニコンサートを回数を重ねて、屋外で開催するとか、ソーシャルディスタンスを保った開催というのも可能であるし、オンラインとかテレビで放送するということも可能で、そういったことが地元の芸術家の方の文化振興ということにもつながりますし、町民の方のストレス軽減ですね。心を豊かにしていただいて、少しストレスを減らしていただくということもできると思うんですけれども、そういうことのご検討はいかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 先ほど予定はありませんと申しあげましたけれども、町の事業ではないんですが、県の事業で今年度、永平寺町のほうで2つほど、ちょっとタイトル忘れて申し訳ないんですけれども、街角公演的な事業がありまして、前半と後半と2回と。前半はコロナ禍ということで録画で放送するというふうなことでやられたということになっています。また後期、日付はちょっと忘れましたが、道の駅のほうで公演会を行うというふうな計画がございました。

その2件については、うちの課も協力をするといいですか、そんな形で進めているところでございます。

また、議員さんおっしゃったような企画につきまして、先ほど文化協会が行うということもありましたけれども、そのほかについても何かできないものか、また県の事業も含めまして検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、消防本部関係、35ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書35ページをお願いいたします。

防災対策推進事業、補正額67万1,000円をお願いするものでございます。

今年度5月31日までに消防施設整備に関する地区要望が10地区より提出され、現地確認したところ、早急な対応が必要と思われたため補正をお願いするものでございます。

この事業につきましては、格納箱用の消防用ホースにつきましては8年以上経過した消防ホース、新規設置の消防用ホースは3分の2補助、補助限度額10万円、その他の器具につきましては補助額2分の1として最高限度額を30万円としております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに

決定いたしました。

これで議案第38号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第4 議案第39号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、議案第39号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和2年度9月補正予算説明書36ページから37ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、予算説明書37ページをお願いいたします。

松岡地区の汚水ます設置工事につきまして、当初15か所を見込んでいたところでございますが、現在までに松岡清流地区で23か所、松岡清水、松岡薬師地区でそれぞれ1か所の申請があり、また今後10か所程度の宅地造成が見込まれますので、不足分907万3,000円を計上するものでございます。

なお、既に申請のあったものの内訳につきましては、町外からの転入3件、町内での改築及び転居5件、宅地分譲に伴う個人及び不動産業者等による設置申請が17件であります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに

決定いたしました。

これで議案第39号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第5 議案第40号 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第40号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和2年度9月補正予算説明書38ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、予算説明書38ページをお願いいたします。

上段の水道事業収益、給水収益3,500万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、町民及び町内事業者への支援として、上水道料金の基本料金及びメーター貸付料を11月検針分から4か月間減免するため減額するものでございます。

下段の水道事業収益、他会計補助金3,500万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として減免する水道使用料相当分を補填する一般会計からの補助金でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回、4か月追加で一般会計からの支援を受けるということで、非常に町民あるいは特に法人、事業者にとっては非常にありがたいところではないかなと思います。

ただ、これは財政当局にお聞きするんですけれども、一般会計から持ち出しということで、これは国のほうからの臨時交付金で対処するんだらうと思いますが、法人税の減額も先ほどございました。一般会計の中で、コロナ対策費も今のところ臨時交付金の範囲内で収まっているのかなと思いますけれども、今後の見通しとして、特に収入の部分がなかなか見込めない部分もあるんでないかなと思うん

ですが。それと、見直しの事業も全てそろっているわけではないというようなお話も聞いております。この辺、今年度の見通しができるような時期というのはどうなんでしょう。いつ頃かというのと、あと、今の時点での見込み、財政当局、どう思っているのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今年度の財政の収入の見込みということで、これも過般の議会等でお話しさせていただきましたように、リーマンショックのときのお話をさせていただいたと思います。そのときには、やっぱり法人税の落ち込みと個人町民税の落ち込みなどがありまして、約8,000万減となっております。その当時と比較しますと、リーマンショックは金融機関がまず破綻してお金が回らなくなったことによって経済を活性化しようという動きありましたが、コロナウイルスに関しましては金融機関は足腰はしっかりしていますので、まず皆さんにお金を国から借りたことによって活性化するという動きで経済の立て直しを図っているところでありまして、しかし、本町も法人によるところが大きいので、現状では1億2,000万ほど減収を見込んでおります。

ただ、まだげたを履いてませんので、もう少し増える可能性は十分あり得ると思っております。

また、交付金関係につきまして、今ほどありましたように一次、二次と合わせまして約4億5,000万ほど来ておりますけれども、今後の取り方によっては、今、庁内でも十分まだ検討している段階のものもありますので、それによっては先ほど来減額したものを財源に充てないのはなぜかというご質問もいただいておりますが、今回はそれが分かるように財調という形で崩させていただいて対応しております。

結果的には、その減額した分があたっているという認識で私どもはおりますので、それらを踏まえてできるだけ町民の皆さんの生活を支えるような支援ができればと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第40号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時14分 休憩）

---

（午後 3時15分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第6 議案第41号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、議案第41号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、議案第41号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定について補足説明をいたします。

条例は、議案書では150ページから152ページにかけてでございます。

この条例につきましては、コミュニティバス及び近助タクシーについて、利用者の方から料金を徴収することになるため、地方自治法第228条第1項の規定により条例化をするものでございます。

条例の内容につきましては、さきの全員協議会で説明させていただいたとおりでございますので、今回、施行規則の内容についてご説明させていただきたいと思っております。

昨日配付いたしました永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則をご参照願います。

施行規則につきましては、第2章でコミュニティバス、第3章で近助タクシーに関する規定をしております。章立ての構成となっております。

順に大まかなものを説明させていただきますと、まずコミュニティバスにおきましては、第2条で運行路線、運行区域の定めをしているところでございます。これにつきましては、別に定める時刻表及び路線図ということになっております。

次、第3条ですが、第3条ではコミバスの利用者の券の販売のことを規定しております。コミュニティバスにつきましては、小中学生を対象に10枚つづり500円、これはちょっと裏めくっていただかないといけないんですが、別表第1のところでございますが、10枚つづりで500円ということで規定をしているところでございます。

また、対象が小中学生が対象ということですので、第3条の第2項になります。この利用券の販売先としては町内の小中学校、次に永平寺町役場の総務課というふうに規定をしているところでございます。

次、コミュニティバスの運賃の無料対象者についてでございますが、コミバスのほうはこれまでの要綱上の規定を引き継いでおりますので、無料の方として60歳以上の方、未就学児等を対象としているものでございます。

次、裏面に移らせていただきますが、第6条ですが、第6条のところではコミュニティバスの運行日程の規定をしております。コミュニティバスは運行日が月曜日から土曜日、運休日が日曜、あと祝祭日ということでございます。

次に、デマンド型乗合タクシーについて説明させていただきます。

第10条ですが、近助タクシーにつきましては第10条で運行区域の規定をしているところでございます。具体的には、別表の第2になります。運行区域としましては永平寺町を全域、運行日は平日、運行時間が8時半から17時までという規定でございます。

次に、利用券等の販売につきましては、第18条で規定しております。近助タクシーにつきましては、別表の第3になります。回数乗車券が大人の方が対象で11枚つづりで3,000円、定期乗車券、これも大人の方が対象で1か月4,000円という規定でございます。

なお、ちょっと戻っていただくこととなりますが16条になりますけれども、小中学生につきましてはコミュニティバスの利用券、先ほど説明させていただきました10枚つづり500円の利用券をそのまま近助タクシーでも利用可能というふうにしていただいております。

また、18条の第2項になります。近助タクシーの回数乗車券、定期乗車券の販売先としましては、近助タクシーの車内及び町の総合政策課及び各支所とい

うことで定めているところでございます。

また、お戻りいただいて17条になりますが、近助タクシーにつきましては17条のところでは運賃の無料者の規定を行っております。基本的にかなりサービスが充実しているということで、基本、未就学児のみを無料の対象としているものでございます。

あと、すみません、ちょっとお戻りいただくことになります。近助タクシーの中身としまして、第11条になりますが、当然、近助タクシーですので今回、ほかのところと違って不特定多数の利用ではないので、利用者の特定をしております。第11条です。永平寺町志比北、鳴鹿山鹿地区に住所を有する者が近助タクシーを利用できる方というふうに規定をしているところでございます。

また、第15条のところでは、この近助タクシーの利用方法としまして、フルデマンドの運行のため、乗車の30分前に電話で予約ということで規定をしているところでございます。

施行規則につきまして説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

金元君。

○4番（金元直栄君） 今、施行規則の説明をいただき、具体的な内容が分かってきました。

私はぜひ運賃の無料対象者の問題と、あとデマンドタクシーのところ、さらに最後の料金表のところでは一言ずつ言いたいと思います。

一つは、無料対象者ですけれども、60歳以上の者、年度内に60歳に達する者を含むんですが、私は70歳以上の者、括弧、ただし、免許を持たない60歳以上の者も同様の扱いとするというふうにしたほうがいいんじゃないか。2番目、未就学児となっていますけれども、町内に在住する小中生及び未就学児にしたほうがいいんじゃないかって私は提案したいと思います。

さらに、その17条、デマンドタクシーのことですが、特に子供の数が少なくなっているところでは、やはり治安の問題もあります。だから、集団下校できれば非常にいいんですが、治安の問題を考えるとやはり先ほども言いましたようにそこは行政が支援していますので、ぜひ小中学生も含めてほしいと思います。無料ですね。

さらに、その次の表の附則の別表です。小中学生は10枚つづりで500円で  
すね。大人は11枚つづりで3,000円です。デマンドタクシーですけど。  
何か小中学生はある意味1円のおまけもないんですね。おまけもない。大人には  
あっても。そういうのはちょっと、僕らでいうと町の考え方がそこに表れてしま  
うんでないかということをやちょっと思うんで、いかがですか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、コミュニティバスの運賃の無料対象者につしまし  
てですけれども、70歳以上で括弧して60歳以上の免許を持たない方というこ  
とですが、町としましては従来の要綱で60歳以上で、実際に70歳以上の方  
はこちらから無料パスを配布するとか、そういった形で取り扱っていますので、  
現在の要綱をそのまま踏襲するというような形にしていきたいなというふうにか  
えております。

あと、未就学児につきましても、これにつきましても現在のとおりに踏襲したい  
なということと、あと別表の小中学生10枚つづり500円ということですが、  
これにつきましても小中学生、通常、大人、コミュニティバスにつきましては1  
00円のところ50円という形で割引させていただいておりますので、10枚つ  
づりで500円という形は今のところ継続したいということでご理解をいただき  
たいと思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 60歳以上も高齢者には違いないんですが、60歳から70  
歳というと、議員見ても元気な人が多いと思うんです。そのことを考えると、そ  
れはもうそろそろ見直す時期に来ているのではないかって私は率直に思います。

この先、条例を決める中で、施行規則ですから行政のほうで積極的に見直した  
らいかがですか。少なくとも前期高齢者になる国民健康保険、後期高齢者医療の  
関係でも前期高齢者になるのは70歳ですよ。え、65やったっけ。ごめんなさ  
い。入ってない、まだ。僕入ってない。

そのことを考えると、やっぱりそういう制度もあるので、ぜひ僕は見直したほ  
うがいいと思います。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 60歳以上の方につきましては、一応申請主義という形  
を取っております。60歳以上の方で申請していただいた方につきましてはコミ  
ュニティバスの無料券を交付させていただいて、70歳以上の方につきましては、

こちらから70歳に到達するというのが分かっておりますので、無料パス券を交付させていただくという形を取っておりますので、実際に60歳以上で申請してくる方という実績あるのはありますけど、そんなに多くないといえますか、今現状申し上げますと金元議員のおっしゃるように、まだ運転免許を持っておられる方がほとんどですので、そういう現状ではあります。

ただ、公共交通という意味でコミュニティバス、いろいろ当然多くの方に利用させていただくということも含めると、現状では今の状況を続けさせていただいて、今、議員おっしゃるようにその状況、状況を見て、また変更は可能ですので検討していきたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） ぜひ再検討というのを前面に出して検討をお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第41号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 3時31分 休憩）

---

（午後 3時40分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 議案第42号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第7、議案第42号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） それでは、議案第42号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書の153ページをお願いいたします。

新たに創設いたします永平寺町新型コロナウイルス感染症対策における利子補給制度は、新型コロナウイルス感染症の影響で経営が厳しい事業者を下支えするため、国や県が実施するコロナ関連の融資制度を活用して町がそれに対する利子補給を行う資金繰り支援のための制度でございます。

事業者への利子補給でございますけれども、福井県経営安定資金におきましては融資実行から3年間、また国の新型感染症対応資金につきましては、3年間、国の利子補給がございまして、その後、4年目、5年目を町でその分の利子を補給するということで、事業年度が複数年にわたり、その間の事業費を確保する必要がございますので、今般、基金を造成させていただいて条例を制定するものとしてございます。

なお、執行の期限については、令和8年3月31日とさせていただいております。

以上、議案第42号の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） どれだけ基金を積み立てるかということは予算書に3705万6,000円って出ているんですけども、ある意味半端な金額も含めてついていると。これで本当にいいのかどうか。例えば不足した場合どうするのかということなんかを、今別に考えでもいいんですかね。

それと、この財源は。一般財源で賄うということですか。

○（ 君） 交付金って書いてある。

○4番（金元直栄君） 字小さくて見えんのやっ。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） ただいまのご質問でございますけれども、実は今、3,700万ほどの基金をお願いするものでございますけれども、この中に実は日本政策金融公庫がやっているマル経融資の利子分は実は入ってございません。というのが、ちょっと金額がかなり出しにくい状況にございまして、今後、この基金につきましては、またそのマル経融資、それと先ほどもちょっと補正予算のときに述べさせていただいたんですけれども、今、9月30日までがセーフティネットの申請期間だったのが12月いっぱいまで延びたということで、今後また出てくる可能性が大いにあり得るということでございまして、今、基金につきましては今回9月補正で出させていただいたんですけれども、確定した段階でまた増額等の形をお願いさせていただきたいというふうに思っているところです。対応する費用につきましては、国の臨時交付金等で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 財政の問題ですけど、臨時交付金をいわゆる今、当該年度に使わずに基金に積み立ててそういう繰り越し方をして、向こうから指摘されることはないんですか。何かいろんな手法を使って、いわゆる当面は使ったお金で、それを何かから補填するという感じをやらなくても、これいいんですかね。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 国から示されたものでは、こうした利子補給についてはこういう基金を積んだ上で使いなさいというふうな指導が来ておりますので、今回、基金条例を制定させていただきたいということでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第42号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第8 議案第43号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第43号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、議案第43号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案書の155ページから157ページになります。

県のすくすく保育支援事業要綱に基づき、第2子の保育料の無償化を9月から実施するに当たりまして、対象者の確認をするために実施要綱に定めた世帯の所得割合算額を確認する必要があるため、個人情報の利用範囲を規定し、条例の別表に永平寺町すくすく保育支援事業実施要綱による保護者等からの徴収する費用の減免に関する事務を項目として追加するものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに

決定いたしました。

これで議案第43号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第9 議案第44号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第44号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、議案第44号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書は158ページとなります。

マイナンバー通知カードが令和2年5月25日をもって廃止となりました。

この手数料徴収条例中、第2条第1項第19号にその通知カードの再発行に係る手数料の規定がございますので、その規定の削除をお願いするものでございます。

なお、この改正条例は、公布の日から施行することをお願いしたいと思います。

以上、補足説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第44号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第10 議案第45号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第10、議案第45号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、議案第45号、町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の159ページをお願いします。

この一部条例の改正は、議案書159ページから169ページまで多岐にわたっておりますが、今回改正の主な要因は、民法の改正によりまして連帯保証人が負うこととなる保証額の極度額を定める必要がありますので、議案書の164ページ、上から3行目になりますが、第9条第3項として連帯保証人が保証する極度額を入居時家賃の12か月分に相当する額とする規定を追加しております。

また、これまで連帯保証人は町内在住の方に限定されていましたが、164ページ、1行目の第9条第2項におきまして、「町内に居住し、かつ」という文言を削除することにより、町外者の方でも連帯保証人になれるよう連帯保証人の要件緩和を行うものであります。

さらには、単身高齢者など身寄りがなく連帯保証人をどうしても確保できずに入居を断念しなければならないといった状況にならないように、164ページの5行目からになりますが、第4項におきまして家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することによりまして、連帯保証人に代えることができるといった規定を追加しております。

このほか、議案書167ページの上段になりますが、これまで指定管理に関する規定がありませんでしたので、この先、将来を見越して第30条の2及び第30条の3におきまして指定管理者に関する規定を追加しております。

また、同じく駐車場に関する管理規定がなかったため、議案書167ページ、中ほどになりますが、第2節、駐車場の管理として、第28条の2から第28条の10まで駐車場の管理に関する規定を追加するものであります。

そのほか、字句の訂正や国が示しております公営住宅管理標準条例及びほかの市町の条例を参考にいたしまして、現行に合わせよりよい条文にと見直しを行いたく、今回条例の一部改正をお願いするものであります。

以上、町営住宅条例の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これは以前から私、指摘して、今から10年以上前に一回見直されて、保証人2人、連帯保証人が2人要するというのが1人になってきた経過があります。その当時もう既に、自治体によっては、これ民法が変わる前に自治体によっては保証人は要らないという自治体も現れていました。なくすわけにはいかんやろうというのが当時の論議で、ほんで1人残すようにしてきた経過があるんですね。

でも、民法では、いわゆる保証人の確保を公営住宅の入居に際して前提とすることが、これは国が転換したと。だから、公営住宅管理標準条例から連帯保証人に関する規定を削除したわけやね。こういうことが明確になっているわけで、そういう意味では誰でも、僕は町営住宅というのはこの時代、特にコロナ禍の中では非常に大事な条件だと思うんですが、連帯保証人なくして誰でも入れる条件づくりというのは非常に大事なことだと思っています。

やっと思直しをかけるわけですから、この際、民法の趣旨にのっとって、連帯保証人そのものを廃止すべきではないかと私は思うんですが、その辺をどう考えているのか。

もしくは、どうしても町が心配やという場合は、保証協会に保証してもらおうというようなことで、貸付けの問題なんかは一つの停止期間があるわけやね。それと同じような意味でそういう家賃を保証する家賃債務保証業者、もしくはやり方によっては保険という手もないわけではないんやね。我々がローン組んだりすると銀行で保険に入れさせられる。もし亡くなった場合はその保険で返済するということになるんで、そういうことを考えと、かなり連帯保証人とか保証人の問題については緩和されている状況があるので、この際やっぱりきちっと思い切っで見直す必要がある。

それにもう一つ言うと、入居の際に保証金というのを取っているんでんすよね。

もう取ってえんのかな。二月分とか取っているでしょう。これも正確に言うと経年劣化については修繕する責任は負わないというのが判例で確定しています。故意に破損させる以外は、その補償金は全額戻さなければならないというのが法律の趣旨です。確定した判例ですから。それらも含めて、この際僕は思い切ってきちっとすべきだと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） この連帯保証人につきましては、確かに国のほうは廃止のほうを求めるといいますか、撤廃のほうを推奨しているわけなんですけれども、これ全国的に見ますと基本的にはほとんどが家賃の滞納、こういったことを生じないように、備えのために連帯保証人を要求しているという形なんですけれども、今、国がそうやって連帯保証人を撤廃を、声を上げていますので、動きとしては廃止するような自治体も今増えてきています。

県内におきましては、県が今そういった動きがありますので、また県内の市町とか、あとほか全国的に見まして、どちらかといえば撤廃の方向に向けて今後検討していきたいと思っておりますけれども、いまいち今の段階ではまだちょっと踏み切れないかなという思いがありますので、この辺は研究しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 立場はそれでいいと思うんです。ただ、いい機会ですから、前回、見直されてから十数年以上、2人必要やというのを1人にしたよと言われてたときも含めて。そういうことを考えると、そういうスパンで遅れてくる可能性があるんやね。次、見直すときは10年後という可能性もあるわけ。そういうことを考えると、やっぱりこういう機会に、やっとなんか民法が変わったわけですから、国の方針も決まってきた中でどうするのかというので、思い切ってやってほしい。

特に福井市の衛星都市として非常に住みやすい条件づくりという意味では、そういうことも含めて大事なんではないかなと思っておりますので、そういうことを申し添えておきます。

○議長（奥野正司君） 8番、伊藤さん。

○8番（伊藤博夫君） ちょっとお聞きしたいんですけど、入居率はどんな具合ですかね。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 入居率であります。まず公営住宅、町営住宅につきま

しては121戸のうち現在116戸入っていきまして、率にすると95.9%になります。特公賃住宅、また後で出てきますけれども、特公賃につきましては14戸のうち3戸ということで21.4%の入居率となっております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと今の金元議員との論議の中で答弁が将来的には国の方向はというようなお話をいただいたんですが、県内の状況はどんななってるんですか。県内市町の。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 県のほうは、動きがあるみたいですが、どの段階かというのはちょっと今申し上げられませんが、担当に照会させていただきまして、今年度、何か動きがあるみたいです。

ほかの県内の市町は全て連帯保証人を要求しているというか、受けているところであります。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第45号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第11 議案第46号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第11、議案第46号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、議案第46号、特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の170ページをお願いします。

この条例改正につきましては、先ほどの議案第45号、町営住宅条例改正と同じ理由によりまして、連帯保証人の極度額の明示や条件緩和及び指定管理者や駐車場の管理に関する規定を追加するなど、町営住宅条例と統一する形で改正を行うものであります。

以上、簡単ではございますが条例改正の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 扱いですけど、内容がほぼ同じなんでしょう。そしたら、同じ案件にして、例えばいろんな審議一回で終わるようにしたほうがいいんでないかなって。同じ内容なら。特公賃と公営住宅のあれとでは基本的に考えの違いはありますけど。

議会の進め方の問題ですかね。すみません。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今の件なんですけど、私、これ事務局には話ししました。これ同じといたしますか、同じ内容なんで一括上程できないのと。それは伝えてありますので、返ってきたのがこういつて分けてやりますということを知りましたのでこういう形になりました。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第46号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第12 議案第49号 各小中学校教育用タブレットの取得について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第12、議案第49号、各小中学校教育用タブレットの取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました議案第49号、各小中学校教育用タブレットの取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

小中学校の教育用タブレット購入につきまして、先日、入札が行われ、受注者が決定いたしましたので、地方自治法及び条例の規定に基づき、財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

～日程第13 議案第50号 各小中学校タブレット保管用電源キャビネットの取得について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第13、議案第50号、各小中学校タブレット保管用電源キャビネットの取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました議案第50号、各小中学校タブレット保管用電源キャビネットの取得について提案理由のご説明を申し上げます。

教育用タブレットを保管する電源キャビネットの購入につきまして、先日、入札が行われ、受注者が決定いたしましたので、地方自治法及び条例の規定に基づき、財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) 暫時休憩します。

(午後 4時 9分 休憩)

---

(午後 4時 9分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

これもちまして本日の日程は全て議了しました。

これもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、9月14日は、午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時10分 散会)